# 鳥取県障害者施策推進協議会について

- 1 障害者施策推進協議会について
  - (1) 設置根拠
    - ア 障害者基本法第36条
    - イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第9条
    - ウ 鳥取県障害者施策推進協議会条例
  - (2) 所掌事務
    - ア 障害者基本法第36条第1項各号に掲げる事務
      - ① 県障害者計画の策定に当たって、意見を述べること(第1号)
      - ② 県の障害者施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、その施策の実施状況を監視すること(第2号)
      - ③ 県の障害者施策の推進について関係行政機関の連絡調整を要する事項を調査審議すること (第3号)
    - イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第9条第1項・第2項に掲げる事務
      - ① 精神保健福祉に関する事項を調査審議すること(第1項)
      - ② 精神保健福祉に関する事項に関して知事の諮問に答えること、知事に意見を具申すること(第2項)
- 2 鳥取県障害者施策推進協議会の委員について

### (1) 組織等

人数	20人以内
構成	① 学識経験者
	② 障害者関係団体の役職員
	③ 障害福祉サービス事業を行う者
	<ul><li>④ 関係行政・教育委員会機関の職員</li></ul>
任期	2年(R4.3.15~R6.3.15まで)
任命方法	知事が任命

## (2) 委員構成(合計20名)

1	学識経験者	3名
2	障がい者関係団体	11名
3	障害福祉サービス事業所	3名
4	行政·教育委員会職員	3名

## (3) 報酬等

出席1回につき報酬10,200円(源泉徴収別途)。 旅費は実費支給。

※行政・教育委員会職員は無報酬(旅費無)。

鳥取県障害者施策推進協議会条例(昭和 47 年鳥取県条例第 4 号)

## (目的)

第 1 条 この条例は、鳥取県障害者施策推進協議会の設置に関し必要な事項を定めるとともに、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 36 条第 3 項及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 9 条第 3 項の規定に基づき必要な事項を定めることを目的とする。

## (設置)

第 2 条 本県の障害者の福祉に関する事項の調査審議等を行わせるため、鳥取県障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

## (所掌事務)

- 第3条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。
- (1) 障害者基本法第36条第1項各号に掲げる事務
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第9条第1項及び第2項に掲げる事務

## (組織)

- 第4条 協議会は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。
- (1) 学識経験者
- (2) 障害者関係団体の役職員
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業を行う者
- (4) 関係行政機関の職員
- 3 委員の任期は、前項第4号に掲げる者のうちから任命される委員を除き、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

- 第5条 協議会に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

### (雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

# 鳥取県障がい者プランの改定について(見直し概要)

## 1 基本理念:「共に生きる社会の構築」(現行と大きな変更なし)

障がい者プランは、障害福祉サービスだけでなく、医療、情報アクセス支援、教育、スポーツ・文化芸術、防災・防犯対策、雇用・就業など、幅広い分野において、障がい児者が地域で自立した生活を送るための支援をするとともに、障がいの有無に関わらず、全ての人が等しく地域社会で自分らしく安心して暮らすことができる共生社会を実現するため、鳥取県が取り組むべき計画的かつ総合的な計画とする。

## 2 基本目標:「共に生きる地域社会の構築」の実現に向けて、次の3つを基本目標とする。(現行と大きな変更なし)

- 地域で安心して暮らす
  - ⇒「地域における在宅サービスなどの障害福祉サービス及び相談支援体制の整備」、「地域生活を支えるための地域包括ケアシステムの構築」、「重度障がい児者の地域生活を支える環境の整備」、「サービス提供者等の人材確保及びサービスの質の向上」、「親亡き後を見据えたグループホーム等の整備及び成年後見の充実」、「バリアフリー化の推進」、「障がい児者が安心して暮らせる防災対策及び防犯対策の推進」等
- 地域で学び、働き、社会参加を促進する
  - ⇒「全ての障がい児者の情報アクセシビリティの向上及びコミュニケーション支援の充実」、「手話言語条例に基づく施策の推進と手話の魅力発信」、「インクルーシブ教育の推進等」、「障がい者雇用の推進」、「福祉的就労の底上げ及び一般就労への移行促進」、「障がいの有無や特性に関わらず文化芸術・スポーツ活動に共に参加できる環境整備」等
- 共に暮らす社会への実現
  - ⇒「あいサポート運動の更なる普及に向けた機運醸成」、「障がいを理由とする差別の解消及び虐待防止及び権利擁護の 推進」、「合理的配慮の普及啓発の促進」、「社会的障壁の除去に対する支援」 等

## 3 プランへ総合的・横断的に反映する内容

プランには、国の第5次障害者基本計画(令和5年3月改定)の内容、障害者権利条約に基づく国連勧告内容(令和4年9月)、鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛づくり推進条例(令和5年1月制定)に基づく理念等を踏まえ、以下の点について各分野に共通する横断的な視点として盛り込む。

項目	内容
障がい者の自己決定の尊重及	・障がい者やその「家族等の意見を聴きながら、施策を検討
び意思決定の支援	
当事者本位の総合的な支援	・関係機関が連携した、当事者本位の総合的計画的な施策の実施
障害特性等に配慮した支援	・障がい者の特性や状態等、個別的なニーズを踏まえた施策の実施
障がいを理由とする差別の解消	・民間事業者に対する合理的配慮の義務化(R6.4)を踏まえた事業者への意識啓発、必要
	な措置、取組の実施
	・あらゆる活動分野における、全ての障がい者に対する合理的配慮の提供の確保
(新)障害者の権利に関する条約	・障害者権利条約に基づく日本に対する国連勧告について、国全体の動向や対応等を踏ま
に基づく国連勧告への対応	えながら、必要な取組の速やかな実施
(新)障がいのある女性、子ども及	・複合的に困難な状況に置かれた障がいのある女性、子ども、高齢者に対する、きめ細かい
び高齢者に配慮した取組の推進	配慮を念頭に置いた施策の策定、実施
バリアフリー化の推進と情報アク	・ICT技術の活用による、意思疎通、意思決定支援等におけるアクセシビリティの向上
セシビリティの向上	・デジタル共生社会の実現に向けたアクセシビリティ環境整備の促進
	・障がいの状況等によりICT機器を利用できない方に対する配慮
(新)持続可能で多様性と包摂	・SDG s 実施指針に掲げる包摂性・参画型の原則も踏まえた、関係者が一体となり取り組
性のある社会の実現	む共生社会の実現に向けた取組の推進
(新)新たな生活様式への対応	・感染症拡大によりコミュニケーション方法の制約が生じた場合における情報取得等に対する
	対応·配慮

	・非常時において、障がい者が受ける影響やニーズの違いに留意した取組の実施		
(新)緊急時における対応	・緊急時に提供される避難所や仮設住宅の確保		
	・緊急時に、全ての障がい者が利用しやすい機器を含むさまざまな手段で必要な情報が得ら		
	れる体制の確保		
総合的かつ計画的な取組の推	・効果的、効率的な施策推進、総合的な施策の展開		
進	・PDCAサイクル等を通じた施策の進捗状況の点検の充実による、継続的で実効性のあ		
	る取組の推進		
(新)鳥取県孤独・孤立を防ぐ温も	・「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」(R5.1.1 制定)の理		
りのある支え愛社会づくり推進条	念に基づく、援助を行う者、援助を受ける者の孤独・孤立を防ぎ、全ての県民が地域社会		
例に基づく取組の推進	の中で互いに支えあう温もりのある社会づくりのための取組の推進		

- 4 分野別施策の基本的方向に関する主な改正内容(障がい者計画部分)
  - ○上記の総合的・横断的に反映する内容に加え、主に R3 以降の社会情勢、法令改正の動向を踏まえた県の取組の他、今後県として取り組んでいく方向性について、各分野別施策における主な改正内容は以下のとおり。
  - ○なお、各分野別施策の取組について、従前から取り組んでいるものは引き続きプランに位置づけ、必要な修正等を行う。
  - ○また、これまで障がい者計画とは別に作成していた、「工賃3倍計画」及び「障がい者アート計画」について、それぞれ「6雇用・就業等」、「8文化・芸術等」の項目へ盛り込み、プランに一元化する。

項目	項目 主な新規記載内容等	
1. 生活支援	(1) 相談支援体制の充実・強化等(資料47P~)	
	○ サービスにつながっていない障がい者のサービス利用につなげるため、市町村が行う障がい福祉	
	制度等の情報発信の取組を支援	
	○ 障害者相談員の地域での相談活動継続に向けた市町村への働きかけ等の実施	
	(2) 在宅サービス等の充実(資料 4 9P~)	
	○ 安心サポートファイルの全県にわたる普及促進と親亡き後のサポート体制の構築	
	(3) 障がい児支援の充実(資料 4 11P~)	
	○ 障害児入所施設からの円滑な移行調整スキームの構築(県主導の協議の場の設置等による支援体制の整備の検討)	
	○ サポートセンター「きき」を核とした難聴児の相談支援等、きこえない・きこえにくい子ども等への切	
	れ目ない支援体制の構築	
	○ 児童発達支援センターの地域支援の充実による、同センターが行うスーパーバイズ・コンサルテー	
	ション等による地域の障害児支援の質の底上げや、障がい児の地域社会への参加・包容の推進	
	(4) 重度障がい児者(強度行動障がい児者、医療的ケア児者)の支援強化(資料413P~) 重度障がい児者が地域で安心して暮らすことができる取組の実施 (強度行動障がい児者)	
	○ 受け皿確保の取組の促進(グループホーム等で強度行動障がい者を受け入れるために必要 な突起物撤去や窓補強等の整備に対する支援)	
	○ 適切なサービス利用につなげる体験利用の促進(サービス利用に当たり、丁寧な環境調整が 必要な強度行動障がい者のサービス体験利用に対する支援)	
	○ 在宅強度行動障がい者への支援の促進(安定的なサービス利用ができていない在宅強度行動障がい者を支援するため、関係者による支援体制の構築)	
	(医療的ケア児者)	
	○ 移動手段への支援(医療的ケア児の医療機関等への移動に関する保護者の身体的、経済 的負担軽減のため、看護師派遣等の経費を支援)	
	○ 在宅医療的ケア児支援体制強化(医療的ケア児に対応できる訪問看護ステーションの充実	

	+ ch+L\
	○ 医療的ケア児支援センターを核とした地域生活支援(センターを核とした相談支援体制構
	築、コーディネーターや関係機関等と連携した地域生活の支援の実施)
	○ 医療的ケアを要する者の地域生活支援(看護職員を配置する生活介護事業所やグループホ
	-ム等を支援し、医療的ケアを要する者が日中サービス利用しながら地域生活を送る環境づくり
	を促進)
	(5) サービスの質の向上等
	(6) 人材の育成・確保(資料 4 15P~)
	(の) ストロンドスペード (スペート・13)
	した、研修等の人材育成の計画的な実施
	○ 強度行動障がいの地域における中核的な支援人材を確保するための研修実施
	(7) 福祉用具の普及及び身体障害者補助犬の育成(資料 4 16P)
2. 保健・医療	(1) 保健・医療の充実等
	(2) 精神保健・医療の提供等(資料 4 18P~)
	│ ○ 地域移行を目指す精神障がい者に対する多職種、多機関が連携して支援する取組の全県的
	な展開(精神障がい者が地域生活を送る上で必要な、一人暮らしに向けた医療・生活上の
	悩み事相談、ピアサポーターによる支援、住宅確保支援等の支援を実施)
	(3) 人材の養成・確保
	(4) 難病に関する施策の推進
	(5) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療
3. 安全·安心	(1) 防災対策の推進、感染症等への備え(資料 4 23P~)
	○ 市町村における個別避難計画の努力義務化に伴う、個別避難計画作成の支援による計画策定
	の促進
	○ 医療的ケアを要する方の避難に係る対応力の向上
	○ 新型コロナウイルスへの対応の教訓を踏まえた、新たな感染症に対応する体制準備
	(2) 防犯対策の推進
	(3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済
4. 情報アクセシビリティ	(1) 情報アクセス・コミュニケーション支援の充実(資料 4 26P~)
の向上・コミュニケーシ	○ ICT相談窓口を中心としたICT機器利用等に関する支援体制の充実、情報支援機器等を
ョン支援の充実	活用した情報アクセシビリティの向上
	(2) 情報提供の充実
	(3) 意思疎通支援の充実
	(4) 行政情報の配慮
	(5) 手話言語条例に基づく施策の展開(資料 4 29P~)
	○ 手話パフォーマンス甲子園を含む手話フェス等の取組を通じた手話言語に関する情報発信
	○ 遠隔手話サービス、電話リレーサービスの利用促進、定着化等を通じた新しい手話言語によるコミュ
	ニケーション環境の創出
5. 生活環境	(1) 住宅の確保
	(2) 公共交通機関のバリアフリー化の推進
	(3) 公共施設等のバリアフリー化の推進(資料 4 31P~)
	○ 施設整備や運営、サービスに関し、利用者、専門家の立場から助言をするUDアドバイザーの登録
	者数を増加させるため、養成講習会の受講と登録の働きかけを実施
	(4) 福祉のまちづくりの推進
6. 雇用·就業等	(1) 障がい者雇用の促進 (資料 4 33P~)
	○ 障がい者が働きやすい職場づくりのためのガイドブックや障がい者雇用の取組事例紹介動画等によ
	り、企業に対し障がい者雇用に関するノウハウの提供を実施
	○ 障がい者雇用の法定雇用率を達成していない企業に対し、個別に伴走型支援を実施

	(2) 特別支援学校における企業等と連携した職業教育の推進
	(3) 総合的な就労支援
	(4) 障がいの特性に応じた就労支援
	(5) 工賃向上に向けた取組
	※別途、検討会で検討中
	(6) 年金·手当等
7. 教育、スポーツ	(1) 教育(資料 4 38P~)
	○ 特別な支援を要する幼児児童の教育ニーズに応じた「多様な学びの場」の整備、合理的配慮の提
	供、障がいのある子どもとない子どもが共に学ぶ仕組みの構築
	○ 全ての教職員における特別支援教育に関する指導の充実を実施
	(2) スポーツ等の推進(資料 4 40P~)
	○ パリパラリンピックや 2025 東京デフリンピック等を見据えた、 県内障がい者アスリートの有望選手や
	団体の、トレーニング、合宿、大会への参加等への支援を実施
	○ 2025 東京デフリンピック大会の認知度向上、普及啓発に向けた取組の実施
8. 文化·芸術	※別途、検討会で検討中
9. 差別の解消及び権	(1) 障がいを理由とする差別解消の推進(資料 4 41P~)
利擁護の推進	○ 民間事業者への合理的配慮の提供の義務化に伴い、合理的配慮についての理解を進めるための
	広報、啓発活動等の一層の推進
	(2) 障がい者虐待防止の促進
	(3) 権利擁護の推進(資料 4 43P~)
	○ 地域自立支援協議会(権利擁護部会)における課題解決に向けた横断的な議論の実施
	(4) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等
10. あいサポート運動	(1) あいサポート運動の推進(資料 4 44P)
の推進等	○ あいサポート運動 15 周年を契機とした、あいサポーター研修資材の刷新等による県民に対するあい
	サポート運動の周知広報の一層の推進
	(2) 障がい及び障がい者理解の促進(資料 4 45P)
	○ ヘルプマークの普及のため、各種研修会やイベント開催日等、機会を捉えてチラシを幅広く配布等を
	実施
	○ UD アドバイザー登録者数の増加と UD アドバイザー制度の利用促進
	(3) ボランティア活動等の推進

	T I	=大 11/			T
No.	分野	該当 ページ	委員	意見等	対応
1	各分野に共 通する横点 的100 (10) けにお応 対応	5	諸家委員	障がい者プラン全体を読んでも、最新の機器を利用して進めていく意図が読み取れる。具体的にどのような機器を想定しているかは不明である。情報を的確に早く伝える手段としてインターネットの利用が有効であることは承知しているが、インターネット環境にない方もまだ多くいることを考慮して文言の作成を検討していただきたい。 緊急時について、二つの場面が考えられる。避難する前の情報確保と避難所における情報の確保。両方まとめての説明なのか。 「情報アクセシビリティに対応できる機器を含むさまざまな手段で、すべての障がい者が必要な情報を得ることができる体制を確保していきます」といった文言を求める。	「災害時などの緊急時において、障がい者に配慮した避難所や仮設住宅の確保や、全ての障がい者が、避難時及び避難所において情報確保ができるよう、ICT機器を含むさまざまな手段で、必要な情報を得ることができる体制を確保していきます。」
2	1. 生活支 援	9	山根裕 委員	ていない市町村もあり、身体障害者相談員の活性化を図ることが重要です。 そのため、相談員活動が十分機能していないと見受けられる市町村において は、県が積極的にかかわり運営するような取り組みや制度になるよう検討しま す。」	「様々な相談事に対して、当事者や家族の目線に立って相談援助を 行う「障害者相談員」の活動は重要なものであることから、実施主 体である市町村に対し相談員との連携・活用について働きかけを行 うなど、地域での相談員活動が継続されるよう必要な取組を行って いきます。」
3	1.生活支 援	13~14	山根美代 子委員	重度の障がい児者は施設入所という考え方ではなく、在宅、地域でどう暮らしていけるか一緒に考えてほしい(相談支援)。	今回のプラン改正において、新たに「重度障がい児者の支援強化」 の項目を追加し、重度障がい児者(強度行動障がい児者、医療的ケア 児者等)に関し、本人や家族の意向に応じた環境整備をしていくこと や支援の充実を図っていくこと等について明記しています。
4	1. 生活支 援	_	山根美代 子委員	日曜祝日の通所事業所は、平日、土曜、祝日ともに利用時間が短くて困っている。時間延長していただきたい。	参考意見として拝受します。
5	5. 生活環 境	_	諸家委員	(2)公共交通のバリアフリー化の推進(P31)公共交通機関のバリアフリー化や、低床型バスの導入など必要なことである。しかし、JRおよび路線バスの削減が止まらない現状がある。「UDタクシーの利用」など記載があるが、利用者の利便性を高め、かつ、交通事業者が事業を継続できる方策の十分な検討が重要と考える。また、JRに無人化が進み、情報アクセシビリティ環境が後退につながることを危惧している。	<u>会議において議論していきます。</u>
	7. 教育、 スポーツ	40	諸家委員	(現状課題) P37~38 P40にデフリンピックことを触れているが、デフリンピック啓発普及に取り組んでいただきたい。デフリンピックはパラリンピックよりも歴史があるが、認知度がまだ低い。 鳥取県が"デフリンピック応援宣言"を出されているので、鳥取県が先頭に立ち、県民に対してデフリンピックに対する啓発普及に取り組むといった文言を求める。	

改正後

改正前

## Ⅴ プランの基本的な考え方

### 1. 基本理念

「共に生きる社会の構築」

本プランでは、障害者権利条約や整備された国内法等の考え方を基本としながら、差別の解消及び権利擁護の推進や、障がい者が地域で自立した生活を送るための各種取組を進めます。

また、本プランの基礎となる障害者基本法では、第1条に「全ての国民が、 障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人と して尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無に よって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生す る社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関 し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、 障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定める こと等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ 計画的に推進することを目的とする。」と規定されています。

本プランでも、同様の目的に沿って、障がい者を必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、鳥取県が取り組むべき障がい者に関する施策の基本的な方向を定めます。

障がい児の支援にあたっては、児童福祉法第2条に「全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。」と規定されています。

このため、障がい児及びその家族に対し、幼少期から身近な地域で支援できるように、障がいの種別にかかわらず、質の高い専門的な発達の支援を行う障害児通所支援事業等の充実を図るとともに、ライフステージに応じた地域の保

## Ⅴ プランの基本的な考え方

### 1. 基本理念

「共に生きる社会の構築」

本プランでは、障害者権利条約や整備された国内法等の考え方を基本としながら、差別の解消及び権利擁護の推進や、障がい者が地域で自立した生活を送るための各種取組を進めます。

また、本プランの基礎となる障害者基本法では、第1条に「全ての国民が、 障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人と して尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無に よって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生す る社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関 し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、 障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定める こと等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ 計画的に推進することを目的とする。」と規定されています。

本プランでも、同様の目的に沿って、障がい者を必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、鳥取県が取り組むべき障がい者に関する施策の基本的な方向を定めます。

障がい児の支援にあたっては、児童福祉法第2条に「全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。」と規定されています。

このため、障がい児及びその家族に対し、幼少期から身近な地域で支援できるように、障がいの種別にかかわらず、質の高い専門的な発達の支援を行う障害児通所支援事業等の充実を図るとともに、ライフステージに応じた地域の保

健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携し、切れ目のない 一貫した支援を提供する地域支援体制の構築を図るため、今後、取り組むべき 施策の基本的な方向を定めます。

併せて、県では、平成29年に「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例(愛称:あいサポート条例)」を定めました。この条例では、障がい者が暮らしやすい社会づくりのための取組に関する基本的な考え方を明らかにしており、これにのっとり、本計画で障がい者が暮らしやすい社会づくりを推進する施策を定めることとしています。

共生社会を実現するためには、障がいのない人が障がいを正しく理解するとともに、具体的な行動に移す必要があり、また、障がい者や家族・支援者等は地域社会に積極的に参画するとともに、地域に情報を発信し、相互理解を進めていく必要があります。

県ではこのような取組を更に進展させるとともに、新たな課題の解決に向けて取り組むことで、障がい者が、その人格と個性を尊重され、障がいの特性に応じた必要な配慮や支援を受けながら、障がいのない人と等しく、地域社会の中で自分らしく安心して生活することができる共生社会の実現を目指します。

### 2. 基本目標

「共に生きる社会の構築」の実現に向けて、次の3つを基本目標とします。

- (1) 地域で安心して暮らす
  - 障がいのある人がない人と地域で等しく、自分らしく安心して生活することができるようにするため、必要なグループホームや在宅サービスなどの障害福祉サービスや相談を身近なところで受けることができるよう相談支援体制を整えます。
  - 障がい者やその家族等に対する支援体制の充実を図るとともに、専門 的な支援に関する研修を充実させ、また、国の指針を踏まえ、障がい者 にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進め、身近なところで支援 が受けられるよう環境を整備します。
  - 障がい者が適切な障害福祉サービス提供量に基づく質の高いサービスを受けられるよう、人材確保とサービスの質の向上を進めます。

健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携し、切れ目のない 一貫した支援を提供する地域支援体制の構築を図るため、今後、取り組むべき 施策の基本的な方向を定めます。

併せて、県では、平成29年に「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例(愛称:あいサポート条例)」を定めました。この条例では、障がい者が暮らしやすい社会づくりのための取組に関する基本的な考え方を明らかにしており、これにのっとり、本計画で障がい者が暮らしやすい社会づくりを推進する施策を定めることとしています。

共生社会を実現するためには、障がいのない人が障がいを正しく理解するとともに、具体的な行動に移す必要があり、また、障がい者や家族・支援者等は地域社会に積極的に参画するとともに、地域に情報を発信し、相互理解を進めていく必要があります。

県ではこのような取組を更に進展させるとともに、新たな課題の解決に向けて取り組むことで、障がい者が、その人格と個性を尊重され、障がいの特性に応じた必要な配慮や支援を受けながら、障がいのない人と等しく、地域社会の中で自分らしく安心して生活することができる共生社会の実現を目指します。

### 2. 基本目標

「共に生きる社会の構築」の実現に向けて、次の3つを基本目標とします。

- (1) 地域で安心して暮らす
  - 障がいのある人がない人と地域で等しく、自分らしく安心して生活することができるようにするため、必要なグループホームや在宅サービスなどの障害福祉サービスや相談を身近なところで受けることができるよう相談支援体制を整えます。
  - 障がい者やその家族等に対する支援体制の充実を図るとともに、専門 的な支援に関する研修を充実させ、また、国の指針を踏まえ、障がい者 にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進め、身近なところで支援 が受けられるよう環境を整備します。
  - 障がい者が適切な障害福祉サービス提供量に基づく質の高いサービスを受けられるよう、人材確保とサービスの質の向上を進めます。

- 障がい者の高齢化が進んでいることを踏まえ、親亡き後を見据えたグループホーム等の整備、地域生活支援拠点の機能の充実や成年後見制度の利用促進を図ります。
- <u>強度行動障がい者や</u>医療的ケアを要する障がい<u>児者など、特に支援を必要とする重度の障がいのある方</u>が地域で生活するため必要な障害福祉サービス及び医療サービスを受けることができるよう環境を整備します。
- 道路、施設、交通手段等のバリアフリー化を進め、障がい者が安心して移動・外出ができる地域をつくります。
- 防災対策や防犯対策のほか、近年多発する自然災害や感染症対策を推進し、障害福祉サービスの継続的な提供等により障がい者が安心・安全に暮らせる地域をつくります。
- (2) 地域で学び、働き、社会参加を推進する
  - 障がい者の地域での生活に必要不可欠な情報アクセス支援やコミュニケーション支援の充実を図るととともに、手話言語条例及びあいサポート条例に基づく施策を推進します。
  - 障害者権利条約で保障された教育の機会均等の理念を重視し、その構築に向けて特別支援教育の推進を図ります。
  - 障がい者の希望及び適性に応じ、能力を十分に発揮して働くことができる環境を整備します。
  - 障がい者を雇用する企業や働く障がい者の不安解消のために支援します。
  - 福祉的就労の底上げを行い、障がい者の収入増を進めるとともに、一 般就労可能な障がい者の一般就労移行を進めます。
  - 障がいの有無にかかわらず誰もが文化・芸術、スポーツ活動に参加し、 共に楽しめる環境を整備します。
- (3) 共に暮らす社会の実現
- 障がい者の暮らしやすい社会の実現を目指して、「障がいを知り、共に生きる」あいサポート運動の更なる普及を図り、県民みんなで取り組む運動として推進します。また、他の地方自治体への普及や企業との連携強化を図るなど全国展開を進めます。

- 障がい者の高齢化が進んでいることを踏まえ、親亡き後を見据えたグループホーム等の整備や成年後見制度の利用促進を図ります。
- 医療的ケアを要する障がい者が地域で生活するため必要な障害福祉 サービス及び医療サービスを受けることができるよう環境を整備しま す。
- 道路、施設、交通手段等のバリアフリー化を進め、障がい者が安心して移動・外出ができる地域をつくります。
- 防災対策や防犯対策のほか、近年多発する自然災害や感染症対策を推進し、障害福祉サービスの継続的な提供等により障がい者が安心・安全に暮らせる地域をつくります。
- (2) 地域で学び、働き、社会参加を推進する
  - 障がい者の地域での生活に必要不可欠な情報アクセス支援やコミュニケーション支援の充実を図るととともに、手話言語条例及びあいサポート条例に基づく施策を推進します。
  - 障害者権利条約で保障された教育の機会均等の理念を重視し、その構築に向けて特別支援教育の推進を図ります。
  - 障がい者の希望及び適性に応じ、能力を十分に発揮して働くことができる環境を整備します。
  - 障がい者を雇用する企業や働く障がい者の不安解消のために支援します。
  - 福祉的就労の底上げを行い、障がい者の収入増を進めるとともに、一 般就労可能な障がい者の一般就労移行を進めます。
  - 障がいの有無にかかわらず誰もが文化・芸術、スポーツ活動に参加し、 共に楽しめる環境を整備します。
- (3) 共に暮らす社会の実現
- 障がい者の暮らしやすい社会の実現を目指して、「障がいを知り、共に生きる」あいサポート運動の更なる普及を図り、県民みんなで取り組む運動として推進します。また、他の地方自治体への普及や企業との連携強化を図るなど全国展開を進めます。

- 障がいを理由とする差別の解消、虐待防止・権利擁護の推進に取り組むとともに、県民への普及啓発を進めます。
- 行政における障がい者に対する対応を再点検し、障がいの特性等に配慮した行政サービスのあり方を追求します。
- 3. 各分野に共通する構断的視点
- (1) 障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援 障がい者を、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会に参加す る主体としてとらえ、障がい者やその家族等の関係者の意見を聴きながら 施策の検討、策定、実施に当たります。
- (2) 当事者本位の総合的な支援

障がい者がライフステージに応じた適切な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育、雇用等の関係分野の連携を強化し、施策を総合的かつ計画的に実施します。

(3) 障がい特性等に配慮した支援 障がい者施策は、性別、年齢、障がいの特性、状態、生活の実態等に応じた障がい者の個別的なニーズを踏まえて、策定及び実施します。

(4) 障がいを理由とする差別の解消

障がいを理由とする差別は、障がい者の自立又は社会参加に深刻な悪影響を与えるものであり、障害者差別解消法等に基づき、様々な分野で障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を積極的に推進します。

- (5) 障害者の権利に関する条約に基づく国際連合勧告への対応 障害者の権利に関する条約に基づく日本の取組に対する国際連合勧告 の内容について、国全体の対応状況等を踏まえながら、県として必要な取 組を実施していきます。
- (6) 障がいのある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組 複合的に困難な状況に置かれた障がいのある女性、子ども、高齢者に対 するきめ細かい配慮を念頭に置いた施策の策定や実施をしていきます。
- (7) バリアフリー化の推進と情報アクセシビリティの向上 障がい者の社会参加を促進し、障がいの有無にかかわらず、その能力を 最大限に発揮しながら安心して生活できるようにするため、障がい者の活

- 障がいを理由とする差別の解消、虐待防止・権利擁護の推進に取り組むとともに、県民への普及啓発を進めます。
- 行政における障がい者に対する対応を再点検し、障がいの特性等に配 慮した行政サービスのあり方を追求します。
- 3. 各分野に共通する横断的視点
- (1) 障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援

障がい者を、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会に参加する主体としてとらえ、障がい者やその家族等の関係者の意見を聴きながら施策の検討、策定、実施に当たります。

(2) 当事者本位の総合的な支援

障がい者がライフステージに応じた適切な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育、雇用等の関係分野の連携を強化し、施策を総合的かつ計画的に実施します。

(3) 障がい特性等に配慮した支援

障がい者施策は、性別、年齢、障がいの特性、状態、生活の実態等に応じた障がい者の個別的なニーズを踏まえて、策定及び実施します。

(4)障がいを理由とする差別の解消

障がいを理由とする差別は、障がい者の自立又は社会参加に深刻な悪影響を与えるものであり、障害者差別解消法等に基づき、様々な分野で障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を積極的に推進します。

(新設)

(新設)

(<u>5</u>) バリアフリー化の推進と情報アクセシビリティの向上 障がい者の社会参加を促進し、障がいの有無にかかわらず、その能力を 最大限に発揮しながら安心して生活できるようにするため、障がい者の活 動を制限し、社会参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、ソフト、ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進していきます。

意思疎通支援等においてアクセシビリティに配慮した ICTを始めとする技術の活用等を進めていきます。また、ICT機器等の活用を進めていく一方で、障がいの状態等によりICT機器等を使用できない方や、使用に不慣れな方にもきめ細かく配慮した対応を行っていきます。

(8) 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現

SDGs実施指針に掲げる包摂性・参画型の原則を踏まえ、障がい者、 行政機関、事業者等、関係者が一体となり取り組んでいく共生社会実現に 向けた取組を実施していきます。

(9) 感染症対策、新たな生活様式等への対応

新型コロナウイルス対応の経験を踏まえ、感染症蔓延時の障害福祉サービス事業継続等の支援や、感染拡大時においてコミュニケーション方法に制約が生じた場合の情報取得等に係るきめ細かな対応や配慮等の備えを行います。

(10) 緊急時における対応

災害時などの緊急時において、障がい者に配慮した避難所や仮設住宅の確保や、全ての障がい者が、避難時及び避難所において情報確保ができるよう、ICT機器等の活用を含む様々な手段で、必要な情報を得ることができる体制を確保していきます。

(11) 総合的かつ計画的な取組の推進

障がい者が必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、市町村等関係機関との適切な連携及び役割分担の下で、障がい者施策を推進します。

また、効果的かつ効率的に施策を推進する観点から、高齢者施策、医療関係施策、子ども・子育て関係施策等との整合性を確保し、総合的な施策の展開を図ります。

更に、PDCAサイクル等を通じた各施策の進捗状況の点検の充実等により、継続的に実効性のある取組の推進を図っていきます。

<u>(12) 鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例に基</u>

動を制限し、社会参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的 障壁の除去を進め、ソフト、ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化 を推進し、アクセシビリティの向上を図ります。

(新設)

(新設)

(新設)

## (6) 総合的かつ計画的な取組の推進

障がい者が必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、市 町村等関係機関との適切な連携及び役割分担の下で、障がい者施策を推進 します。

また、効果的かつ効率的に施策を推進する観点から、高齢者施策、医療関係施策、子ども・子育て関係施策等との整合性を確保し、総合的な施策の展開を図ります。

### づく取組の推進

「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」(令和5年1月制定)の理念に基づき、援助を行う者、援助を受ける者の孤独・孤立を防ぎ、全ての県民が地域社会の中で互いに支えあう温もりのある社会づくり実現のための取組を推進していきます。

#### VI 分野別施策の基本的方向

### 1. 生活支援

### 【現状と課題】

障がい者が地域で安心して暮らすためには、身近なところで相談できる環境を整えることが必要であり、地域生活支援センターなどの相談窓口の設置を進めています。

平成 24 年4月から計画相談支援がスタートし、平成 27 年4月からは障害福祉サービスを利用する全ての対象者について、原則としてサービス等利用計画の提出が求められることとなりました。しかし、計画相談利用者は増加傾向で、サービス利用者に対し、相談支援専門員が不足している地域もあり、利用者がスムーズにサービス利用できていない現状もあることから、相談支援専門員の確保・養成とともに、資質向上を図る必要があります。

また、施設入所者、精神科病院に長期間入院している方などを含めた障がい者の地域移行を進めるにあたり、高齢化、重度化等に伴う多様なニーズに対応できるグループホーム等の住環境を整備するほか、訪問型の在宅サービス等の充実、障がい者の家族等が休息(レスパイト)できるよう短期入所を充実するなど、障がい者の在宅生活を支援する体制の充実を図ることが必要です。

そして、<u>強度行動障がい者や</u>医療的ケアを要する障がい<u>児者等、特に支援を必要とする重度の障がいのある方が</u>地域で安心して生活するためには、<u>各関係機関が連携して総合的な支援体制を整備するとともに、在宅生活等を送る上で必要なサービスの拡充を図っていくなどの対策が必要です。</u>

さらに、サービスの充実を図るため、事業者による障がい者と地域住民との交流の促進や、事業者同士の連携等による取組を進めることが必要です。

#### Ⅵ 分野別施策の基本的方向

#### 1. 生活支援

### 【現状と課題】

障がい者が地域で安心して暮らすためには、身近なところで相談できる環境を整えることが必要であり、地域生活支援センターなどの相談窓口の設置を進めています。

<u>また、</u>平成24 年4月から計画相談支援がスタートし、平成27 年4月からは障害福祉サービスを利用する全ての対象者について、原則としてサービス等利用計画の提出が求められることとなりました。<u>このため、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員の養成、資質向上を図る必要があります。</u>

また、施設入所者、精神科病院に長期間入院している方などを含めた障がい者の地域移行を進めるにあたり、高齢化、重度化等に伴う多様なニーズに対応できるグループホーム等の住環境を整備するほか、訪問型の在宅サービス等の充実、障がい者の家族等が休息(レスパイト)できるよう短期入所を充実するなど、障がい者の在宅生活を支援する体制の充実を図ることが必要です。

そして、医療的ケアを要する障がい者が地域で安心して生活するためには、<u>福祉関係機関と、保健、医療、保育、教育等の各関係機関とが連携し、</u>サービスの拡充を図るなどの整備が必要です。

さらに、サービスの充実を図るため、事業者による障がい者と地域住民との交流の促進や、事業者同士の連携等による取組を進めることが必要です。

なお、本県では平成19年5月に県全域又は広域的な課題を協議・調整するため県地域自立支援協議会を設置しました。地域の障がい者をとりまく状況やニーズが複雑化・多様化する中<u>において様々な課題等に取り組んでいくため、5つの専門部会(相談支援体制、地域移行支援、就労支援、医療的ケアを要する障がい者支援、権利擁護)を設置し、</u>課題解決等に向けた議論を進めていきます。

#### (1) 相談支援体制の充実・強化等

- 障がい者及びその家族等が身近な地域で相談支援を受けることができるよう、郡部における地域生活支援センターの設置を町に働きかけます。
- 障がい者一人ひとりの心身の状況やサービス利用の意向、生活環境等を踏まえた適切なサービス等利用計画の作成を促進するため、相談支援専門員の資質向上を図る研修会等を開催するとともに、市町村と連携して、相談支援事業所数及び相談支援専門員数を増加する取組を行うなど、障害福祉サービス利用者が計画相談支援を利用できる環境を整備します。
- 基幹相談支援センターの<u>市町村(圏域)へ</u>の設置を促進し、当該センターを核とした、地域の相談支援体制の強化及び相談支援の質の向上や評価を促進します。<u>また、当該センターと、地域の中核的な役割を担う主任相談支援専門員が全県的に情報共有するスキームを設け、各地域における課題解決に一丸となって取り組む体制を整備します。</u>
- 相談支援に従事する職員に対する研修の実施・情報交換の促進等により、相談支援の質の向上を図るとともに、児童相談所、福祉事務所、精神科病院等関係機関との連携を図り、障がい者及びその家族等が身近な地域で専門的な相談を受けることができる体制を整えます。
- 計画相談におけるモニタリング等の評価を適切に行い、障がい者ケアマネジメントの質を計画的に向上させるため、県地域自立支援協議会の中で相談支援体制の検討を行います。
- (一部、別項目「9差別解消及び権利擁護の推進」へ移行)

なお、本県では平成19年5月に県全域又は広域的な課題を協議・調整するため県地域自立支援協議会を設置しました。<u>その後、</u>地域の障がい者をとりまく状況やニーズが複雑化・多様化する中で、平成30年に主な分野(相談支援体制、人材育成、医療的ケアを要する障がい者支援、就労支援、地域移行支援)に関する議論を進めるため、5つの専門部会を設置しており、引き続き、課題解決等に向けた議論を進めていきます。

### (1) 相談支援体制の充実・強化等

- 障がい者及びその家族等が身近な地域で相談支援を受けることができるよう、郡部における地域生活支援センターの設置を町に働きかけます。
- 障がい者一人ひとりの心身の状況やサービス利用の意向、生活環境等を踏まえた適切なサービス等利用計画の作成を促進するため、相談支援専門員の資質向上を図る研修会等を開催するとともに、市町村と連携して、相談支援事業所数を増加するなど、障害福祉サービス利用者が計画相談支援を利用できる環境を整備します。
- 基幹相談支援センターの設置を促進し、当該センターを核とした、地域の相談支援体制の強化及び相談支援の質の向上や評価を促進します。
- 相談支援に従事する職員に対する研修の実施・情報交換の促進等により、相談支援の質の向上を図るとともに、児童相談所、福祉事務所、精神科病院等関係機関との連携を図り、障がい者及びその家族等が身近な地域で専門的な相談を受けることができる体制を整えます。
- 計画相談におけるモニタリング等の評価を適切に行い、障がい者ケアマネジメントの質を計画的に向上させるため、県地域自立支援協議会の中で相談支援体制の検討を行います。
- <u>判断能力が十分でない障がい者が、自らの尊厳と権利を保持し、障害</u> 福祉サービスを適切に利用すること等により、自立した地域生活を送る

障がいにより、意思決定が難しい状況にあっても、自らの意思を表明でき、またはその意思が適切に汲み取られ、尊厳と権利が尊重されるよう、意思決定支援ガイドラインの活用や普及を行います。

- 発達障がい者支援センターによる専門的な相談支援の実施や発達障がい者地域支援マネージャーの配置をするとともに、発達障がい者及びその家族が可能な限り身近な地域において必要な支援を受けられるように、市町村等での地域支援体制の整備を図ります。また、発達障がい支援地域協議会等を活用する等により保健、医療、福祉、教育、雇用関係機関等との連携・協力を図りながら、発達障がい者支援体制を充実させ、ライフステージに応じた支援体制を構築するとともに、さらに、県民の理解をさらに深めるため、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、必要な広報その他の発達障がいに関する理解促進・啓発を行います。
- 高次脳機能障がいについて、支援拠点機関に配置している相談支援コーディネーターを中心に、相談支援や関係機関との連携・調整等を行うとともに、高次脳機能障がいに関する情報発信の充実を図ります。
- てんかんについて、一般啓発研修や人材育成研修を行うことにより、 てんかんに対する理解を促進するとともに、てんかんのある方に対する 支援の手法を学び、てんかんのある方を地域で支える支援体制の整備を 図ります。併せて、<u>支援拠点病院</u>(鳥取大学医学部附属病院)を中心と したてんかん診療ネットワークの構築を目指します。
- 難病について、鳥取県難病相談・支援センター(鳥取大学医学部附属 病院)において、難病患者からの各種相談に応じるとともに、難病患者 団体設立時の支援等を行います。
- 小児慢性疾病児童等について、小児慢性特定疾病児童等自立支援相談窓口(鳥取大学医学部附属病院)において、当事者及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言を行うとともに、地域の社会的資源を活用し、利用者の環境等に応じた支援を行います。
- 家族と暮らす障がい者について、情報提供や相談支援等により、その

- ことができるよう、成年後見制度の活用を進めるため、各圏域に設置している成年後見支援センターへの支援を行います。また、障がいにより、意思決定が難しい状況にあっても、自らの意思を表明でき、またはその意思が適切に汲み取られ、尊厳と権利が尊重されるよう、意思決定支援ガイドラインの活用や普及を行います。
- 発達障がい者支援センターによる専門的な相談支援の実施や発達障がい者地域支援マネジャーの配置をするとともに、発達障がい者及びその家族が可能な限り身近な地域において必要な支援を受けられるように、市町村等での地域支援体制の整備を図ります。また、発達障がい支援地域協議会等を活用する等により保健、医療、福祉、教育、雇用関係機関等との連携・協力を図りながら、発達障がい者支援体制を充実させ、ライフステージに応じた支援体制を構築し、さらに、県民の理解をさらに深めるため、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、必要な広報その他の発達障がいに関する理解・啓発を行います。
- 高次脳機能障がいについて、支援拠点機関に配置している相談支援コーディネーターを中心に、相談支援や関係機関との連携・調整等を行うとともに、高次脳機能障がいに関する情報発信の充実を図ります。
- てんかんについて、一般啓発研修や人材育成研修を行うことにより、 てんかんに対する理解を促進するとともに、てんかんのある方に対する 支援の手法を学び、てんかんのある方を地域で支える支援体制の整備を 図ります。併せて、<u>診療拠点機関</u>(鳥取大学医学部附属病院)を中心と したてんかん診療ネットワークの構築を目指します。
- 難病について、鳥取県難病相談・支援センター(鳥取大学医学部附属 病院)において、難病患者からの各種相談に応じるとともに、難病患者 団体設立時の支援等を行います。
- 小児慢性疾病児童等について、小児慢性特定疾病児童等自立支援相談窓口(鳥取大学医学部附属病院)において、当事者及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言を行うとともに、地域の社会的資源を活用し、利用者の環境等に応じた支援を行います。
- 家族と暮らす障がい者について、情報提供や相談支援等により、その

家族を支援するとともに、障がい者同士が行う援助として有効な当事者による相談活動(ピアカウンセリング)の更なる拡充を図ります。

- 障害福祉サービスや制度等をまとめた冊子「よりよい暮らしのために」を活用し、現在サービスを受けていない方等を含めより多くの方に、わかりやすく周知を図るとともに、市町村に対しても、積極的な情報発信を促すよう努めます。また、鳥取県の障がい福祉関連の主な支援制度を一覧で分かりやすくまとめたリーフレットを事業者に周知し、支援制度の積極的な活用を促進します。
- 情報冊子を作成するなど、広く障がい者等に障がい福祉制度や事業所 の情報等が行き届くよう情報発信を行う市町村に対し支援を行い、現在 障害福祉サービスを利用していない障がい者の必要な支援につなげて いきます。
- 様々な相談事に対して、当事者や家族の目線に立って相談援助を行う 「障害者相談員」の活動は重要なものであることから、事業主体である 市町村に対し相談員の連携・活用について働きかけを行うなど、地域で の相談活動が継続されるよう必要な取組を行っていきます。

## (2) 在宅サービス等の充実

- 障がい者のニーズ及び実態に応じて、在宅の障がい児者に対する、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の充実を図るとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの充実を図ります。特に短期入所は、在宅生活を支援する上で家族の休息(レスパイト)等に必要不可欠なサービスであり、利用ニーズも多いことから、環境整備やサービス利用に関する改善点に関して、関係機関と協議を行い、受入体制を強化します。
- 行動障がいや医療的ケアを必要とするなど、常時介護を必要とする<u>重</u>度の障がい<u>児</u>者が地域で生活できるよう、日中及び夜間における支援の充実を図るとともに、医療型・福祉型短期入所、グループホーム、生活介護など在宅サービスの充実を図るため、必要な支援を行います。
- 障がい者が自立した生活を営むことができるよう、身体機能、生活能力の向上のために必要なリハビリテーションや訓練の支援の充実を図

家族を支援するとともに、障がい者同士が行う援助として有効な当事者による相談活動(ピアカウンセリング)の更なる拡充を図ります。

○ 障害福祉サービスや制度等をまとめた冊子「よりよい暮らしのために」を活用し、現在サービスを受けていない方等を含めより多くの方に、わかりやすく周知を図るとともに、市町村に対しても、積極的な情報発信を促すよう努めます。

(新設)

(新設)

## (2) 在宅サービス等の充実

- 障がい者のニーズ及び実態に応じて、在宅の障がい者に対する、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の充実を図るとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの充実を図ります。特に短期入所は、在宅生活を支援する上で家族の休息(レスパイト)等に必要不可欠なサービスであり、利用ニーズも多いことから、環境整備やサービス利用に関する改善点に関して、関係機関と協議を行い、受入体制を強化します。
- 行動障がいや医療的ケアを必要とするなど、常時介護を必要とする障がい者が地域で生活できるよう、日中及び夜間における支援の充実を図るとともに、医療型・福祉型短期入所、グループホーム、生活介護など在宅サービスの充実を図るため、必要な支援を行います。
- 障がい者が自立した生活を営むことができるよう、身体機能、生活能力の向上のために必要なリハビリテーションや訓練の支援の充実を図

ります。

- 視覚障がい者、聴覚障がい者、音声機能障がい者等に対して、日常生活上必要なトレーニング・指導等を行い、これらの方の生活の質向上や 社会参加の促進を図ります。
- 外出の支援を必要とする障がい者が利用できる居宅介護等事業所(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護)を増やし、地域間格差なく安心して外出できる環境づくりを進めるため、居宅介護等の従事者養成研修を実施し、人材の育成を図ります。
- 地域生活支援事業費補助金の財源確保について、市町村が積極的に事業に取り組めるよう国に対する政策提案を継続的に行います。
- 障害者支援施設について、小規模化を進め、地域で生活する障がい者 に対する在宅支援の拠点としてその活用を図るとともに、施設入所者の 生活の質の向上を図ります。また、障がい者の高齢化、重度化等に伴う 多様なニーズに対応できるグループホームの整備等を促進し、入所者の 地域社会での生活への移行を進めます。
- 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活を安心して送ることができるよう、相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門的人材の確保・育成、地域の体制づくりなどを行う機能を備えた地域生活支援拠点について、市町村及び圏域が実施する運用状況の検証・検討を支援し、拠点の各機能が活用しやすく実効性のあるものとなるよう働きかけを行っていきます。
- 障がいのある我が子の支援を段階的に関係機関へ託していくための 引継書である「安心サポートファイルとっとり」について、継続して普 及員の養成を行うとともに、県内での着実な普及促進を図り、親亡き後 のサポート体制の構築に努めていきます。
- 知的障がい者、医療的ケアを要する障がい者、重症心身障がい者、精神障がい者などが入居可能なグループホームの整備を促進します。
- 認知症の方の中には、<u>日常生活に大きな影響を及ぼす方もいることから、</u>認知症サポーターの養成を推進し、地域の中で、<u>認知症の方</u>を見守る体制を整えます。

ります。

- 視覚障がい者、聴覚障がい者、音声機能障がい者等に対して、日常生活上必要なトレーニング・指導等を行い、これらの方の生活の質向上や 社会参加の促進を図ります。
- 外出の支援を必要とする障がい者が利用できる居宅介護等事業所(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護)を増やし、地域間格差なく安心して外出できる環境づくりを進めるため、居宅介護等の従事者養成研修を実施し、人材の育成を図ります。
- 地域生活支援事業費補助金の財源確保について、市町村が積極的に事業に取り組めるよう国に対する政策提案を継続的に行います。
- 障害者支援施設について、小規模化を進め、地域で生活する障がい者 に対する在宅支援の拠点としてその活用を図るとともに、施設入所者の 生活の質の向上を図ります。また、障がい者の高齢化、重度化等に伴う 多様なニーズに対応できるグループホームの整備等を促進し、入所者の 地域社会での生活への移行を進めます。
- 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活を安心して送ることができるよう、相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門的人材の確保・育成、地域の体制づくりなどを行う機能を備えた地域生活支援拠点について、市町村及び圏域が実施する運用状況の検証・検討を支援します。

- 知的障がい者、医療的ケアを要する障がい者、重症心身障がい者、精神障がい者などが入居可能なグループホームの整備を促進します。
- 認知症の方の中には、<u>幻覚、妄想、不安、うつ状態等精神症状を呈する方もいることから、</u>認知症サポーターの養成を推進し、地域の中で、 高齢障がい者を見守る体制を整えます。

#### (3) 障がい児支援の充実

- 障がい児のライフステージに応じた切れ目の無い<u>一貫した</u>支援(縦の連携)と、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した地域支援体制の確立(横の連携)を進めます。このため、県と市町村は、障害児通所支援や障害児入所支援から障害福祉サービスへ円滑に支援の移行が図られるよう、緊密な連携を図り、また、適切な時期に必要な協議が行われるように体制整備を行います。
- <u>障がい特性等から、成人サービスへの円滑な移行が困難と予想されるケースについて、県が移行調整の責任主体として関係機関による協議の場を設け、18歳以降にふさわしい環境へ円滑に移行できる支援体制を整</u>備します。
- きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター『きき』を核とした難聴児の相談支援や、「新生児聴覚検査と聴覚障がい児支援のための手引き」に基づいた新生児聴覚検査の実施、支援機関で構成する協議会の設置による連携体制の整備により、早期発見・早期療育及び切れ目のない支援体制を整備します。
- 障害児通所支援事業所の受入体制の充実と、日中一時支援や短期入所といった保護者のレスパイトサービスの充実を図ることで、障がい児及びその家族(障がい児のきょうだいを含む)が地域で安定した生活を送るための基盤を整備します。
- 児童発達支援センターを核とした重層的な地域の支援体制を構築し、 <u>児童発達支援センターが行うスーパーバイズ・コンサルテーション等に</u> <u>よる地域の障がい児支援の質の底上げや</u>障がい児の地域社会への参加・ 包容(インクルージョン)を推進するため、児童発達支援センターによ る地域支援の充実を図ります。
- 保育所等訪問支援を活用できるよう市町村による整備を促進し、障害 児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、放課後児童クラブ、幼稚 園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような 体制を構築することにより、障がい児の地域社会への参加・包容(イン クルージョン)の推進を図ります。

### (3) 障がい児支援の充実

○ 障がい児のライフステージに応じた切れ目の無い支援(縦の連携)と、 保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した地域支援体制の 確立(横の連携)を進めます。このため、県と市町村は、障害児通所支 援や障害児入所支援から障害福祉サービスへ円滑に支援の移行が図ら れるよう、緊密な連携を図り、また、適切な時期に必要な協議が行われ るように体制整備を行います。

- <u>難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を進めるととも</u> <u>に、新生児聴覚検査から療育につなげる体制整備のための協議会の設置</u> や、手引書の作成を行います。
- 障害児通所支援事業所の受入体制の充実と、日中一時支援や短期入所 といった保護者のレスパイトサービスの充実を図ることで、障がい児及 びその家族(障がい児のきょうだいを含む)が地域で安定した生活を送 るための基盤を整備します。
- 児童発達支援センターを核とした重層的な地域の支援体制を構築し、 <u>また、</u>障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進 するため、児童発達支援センターによる地域支援の充実を図ります。
- 保育所等訪問支援を活用できるよう市町村による整備を促進し、障害 児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、放課後児童クラブ、幼稚 園、小学校、及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるよう な体制を構築することにより、障がい児の地域社会への参加・包容(イ ンクルージョン)の推進を図ります。

- 重症心身障がい児及び医療的ケアを要する障がい児等、重度の障がい 児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を利用 できるように、地域における人数やニーズの把握、課題の整理や地域資 源の開発等を行うことにより、支援体制の充実を図ります。
- 医療的ケアを要する障がい児が身近な地域で必要な支援が受けられるように、障がい児支援等を行う社会資源の充実を図ります。また、医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、福祉、保育、教育その他関連分野の関係機関が連携を図り、支援施策を検討するための協議の場を設置します。
- 障がい児が保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等を他の児童と同様に利用できるよう、市町村と連携して受入れ体制の充実を図るとともに、幼稚園における特別支援教育の充実を図ります。また、保育所、認定こども園等において医療的ケアを要する障がい児の受入れができるよう体制整備を図ります。
- 乳幼児期、小学校就学前、学齢期、卒業後のライフステージごとの支援を行うほか、保護者の「気づき」の段階からの支援、保育所等での丁寧なフォローによる専門的な支援へのつなぎ、教育委員会や学校等との連携、卒業後を見据えた就労移行支援事業所等との連携を深めます。
- O 放課後等デイサービス等の障がい児通所支援実施に当たっては、実施 形態を工夫し、関連施策との緊密な連携を促進します。
- 発達障がい児の保護者やきょうだいについて、ペアレントメンターの 活用、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングの推進、ピアサポートの充実などを通して相談及び家族支援の充実を図ります。
- <u>全ての市町村で</u>5歳児健診(発達相談)を実施し、発達障がいへの早期の適切な対応や就学への準備等の支援充実を図ります。
- O 発達障がい児及びその家族が可能な限り身近な地域において必要な 支援を受けられるように、地域での相談支援の充実や、発達障がい児を 受け入れる事業所の拡充を図ります。
- 障がい児や同じ病気を持つ子の親の会、関係団体等の一覧を積極的か つわかりやすく情報提供します。
- 難病の子どもと家族の地域生活について、福祉、医療、教育等の連携

- 重症心身障がい児及び医療的ケアを要する障がい児等、重度の障がい 児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を利用 できるように、地域における人数やニーズの把握、課題の整理や地域資 源の開発等を行うことにより、支援体制の充実を図ります。
- 医療的ケアを要する障がい児が身近な地域で必要な支援が受けられるように、障害児支援等を行う社会資源の充実を図ります。また、医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、福祉、保育、教育その他関連分野の関係機関が連携を図り、支援施策を検討するための協議の場を設置します。
- 障がい児が保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等を他の児童と同様に利用できるよう、市町村と連携して受入れ体制の充実を図るとともに、幼稚園における特別支援教育の充実を図ります。また、保育所、認定こども園等において医療的ケアを要する障がい児の受入れができるよう体制整備を図ります。
- 乳幼児期、小学校就<u>業</u>前、学齢期、卒業後のライフステージごとの支援を行うほか、保護者の「気づき」の段階からの支援、保育所等での丁寧なフォローによる専門的な支援へのつなぎ、教育委員会や学校等との連携、卒業後を見据えた就労移行支援事業所等との連携を深めます。
- 放課後等デイサービス等の障がい児通所支援実施に当たっては、実施 形態を工夫し、関連施策との緊密な連携を促進します。
- 発達障がい児の保護者やきょうだいについて、ペアレントメンターの 活用、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングの推進、ピアサポートの充実などを通して相談及び家族支援の充実を図ります。
- 5歳児健診(発達相談)を実施し、発達障がいへの早期の適切な対応 や就学への準備等の支援充実を図ります。
- 発達障がい児及びその家族が可能な限り身近な地域において必要な 支援を受けられるように、地域での相談支援の充実や、発達障がい児を 受け入れる事業所の拡充を図ります。
- 障がい児や同じ病気を持つ子<u>同士</u>の親の会、関係団体等の一覧を積極 的かつわかりやすく情報提供します。
- 難病の子どもと家族の地域生活について、福祉、医療、教育等の連携

により、子どもの成長に合わせた切れ目のない支援をするため、医師、 看護師等の専門人材の育成と、生活支援の中核を担う地域連携拠点の整 備を行います。

- 〇 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児<u>者</u>に対して、障がい児<u>者</u>通所支援等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。
- 障害児入所支援について、より家庭的な環境での生活の場を提供するためにケア単位小規模化を推進し、小規模なグループによる支援等<u>をするとともに</u>、施設が地域に開かれたものとするために障がい児の状況に応じた支援体制について検討します。特に、虐待を受けた障がい児に対しては心理的ケアを提供し、きめ細やかな支援を行います。また、障害児入所支援から障害福祉サービスへの円滑な支援の移行を確保するため、市町村をはじめとする関係機関との緊密な連携を図ります。
- (4) 重度障がい児者(強度行動障がい児者、医療的ケア児者)の支援強化
  - 重度障がい児者(強度行動障がい児者、医療的ケア児者)が、本人や ご家族の希望する形で安心して生活していくためには、手厚い支援や環 境整備等が必要であることから、以下の取組を実施していきます。 <強度行動障がい児者>
    - ・ 訪問系の障害福祉サービス事業者がサービス提供を行う際の基本報 酬に対する独自支援や、入所施設やグループホーム等において手厚い 人員体制で支援を受ける際の支援を設けるなど、強度行動障がい者が 障害福祉サービスを利用する際の支援体制の整備・強化を図ります。
    - ・ 入所施設やグループホームにおいて強度行動障がい者を受け入れる ために必要な、突起物撤去や壁・窓の補強など、障がいの特性に応じ た居室整備や備品購入に対する支援を行い、受け皿確保のための取組 を行います。
    - ・ 強度行動障がい者のサービス利用開始に際しては、安心できる場所 としての本人への認識づけ、施設側の特性理解や関係づくり等のため 何度も体験利用等を繰り返すといった丁寧な調整が必要であるため、 短時間でも利用可能なサービス体験を促進するための支援を行いま

- により、子どもの成長に合わせた切れ目のない支援をするため、医師、 看護師等の専門人材の育成と、生活支援の中核を担う地域連携拠点の整 備を行います。
- 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児に対して、障がい児通所支援等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて 支援体制の整備を図ります。
- 障害児入所支援について、より家庭的な環境での生活の場を提供するためのケア単位小規模化を推進し小規模なグループによる支援等、施設が地域に開かれたものとするために障がい児の状況に応じた支援体制について検討します。特に、虐待を受けた障がい児に対しては心理的ケアを提供し、きめ細やかな支援を行います。また、障害児入所支援から障害福祉サービスへの円滑な支援の移行を確保するため、市町村をはじめとする関係機関との緊密な連携を図ります。

す。

- ・ 在宅で暮らしながら障害福祉サービスの安定的な利用ができていない強度行動障がい児者が、安心で安定的な生活を送ることができるよう、エール(発達障がい者支援センター)、市町村、支援事業者を含めた支援体制を構築し、課題行動軽減のための環境調整、支援事業所のアドバイス体制構築、支援者の養成強化などを一体的に行い、サービスの安定的な利用につなげる体制を整備していきます。
- ・ 支援者のより高度な支援方法や実践力の更なる向上を図るため、事 例検討や実践を通じて支援技術や専門性を高めていく研修を行い、現 場における支援の中心となる中核的な人材の育成・確保を行っていき ます。また、こうした研修に参加しやすいよう環境整備を行っていき ます。

### <医療的ケア児者>

- ・ 医療的ケア児の医療機関等への移動を支援するため、大型福祉タクシー、看護師派遣に係る経費を助成し、保護者の経済的、身体的負担及び精神的負担の軽減を図ります。また、医療的ケア児の在宅生活支援のため、医療的ケア児に対応できる訪問看護ステーションの充実を図ります。
- ・ 医療的ケア児等支援センターを核とした医療的ケア児等の相談支援 等を行い、また、医療的ケア児等コーディネーターや関係機関等と連携しながら医療的ケア児の地域生活を支援します。
- ・ 常時医療的ケアが必要な重度障がい者の在宅生活を支えるため、看 護職員を配置して医療的ケア等を行う生活介護事業所やグループホー ムに対する支援を行い、医療的ケアを要する者が、日中サービスを利 用しながら地域生活を送る環境づくりを促進します。

## (5) サービスの質の向上等

- 障害福祉サービス等の質の向上を図るため、苦情解決の推進、第三者 評価の実施及び結果公表の促進等に努めます。
- 強度行動障がい、重症心身障がい、医療的ケアを要する障がい児者など専門性が求められるケースに対応するため、必要な研修を実施しま

## (4) サービスの質の向上等

- 障害福祉サービス等の質の向上を図るため、苦情解決の推進、第三者 評価の実施及び結果公表の促進等に努めます。
- 強度行動障がい、重症心身障がい、医療的ケアを要する障がい児者など専門性が求められるケースに対応するため、必要な研修を実施しま

す。また、困難ケースへの対応など支援が難しいケースについてスーパーバイザーを派遣する仕組みを構築します。

- 障害福祉サービスの提供に当たっては、県による市町村への適切な支援等、県と市町村が協力・連携を図り、地域間におけるサービスの格差の解消を図るとともに、障害者総合支援法に基づく総量規制等を含め、サービス提供量の適正化を図ります。
- 障害福祉サービスと医療、地域など関係者間の連携を深め、障がい者 が地域で暮らしていくためのネットワークを構築します。
- 鳥取県独自の事業所認定制度を設け、質の高いサービスを提供する障害福祉サービス事業所を認定するなど、質の高い事業所を推奨する仕組みを検討します。
- よりよい障害福祉サービスの提供体制を構築するため、障害福祉サービス事業所に対する指導監査を適切に実施します。

#### (6) 人材の育成・確保

- 障害福祉サービス、障害児通所支援事業又は相談支援が円滑に実施されるよう、サービス管理責任者、児童発達管理責任者、相談支援専門員等の人材養成を行います。また、サービス管理責任者、児童発達管理責任者、相談支援専門員等の質の向上や目指すべき方向性を示した「鳥取県障がい福祉人材育成ビジョン」をもとに、各種研修をはじめとする人材育成を計画的かつ効果的に実施します。
- 社会福祉士、介護福祉士等の福祉専門職に関する奨学金制度を実施します。また、障がいの特性を理解した支援員を養成します。
- 強度行動障がいの受入事業所等を増やすことにより、強度行動障がい 者の安心・安全な暮らしを確保するとともに、家族等の休息(レスパイト)にもつなげます。
- 強度行動障がい児者の支援に関し、国の研修メニューによる支援人材 の育成・確保を図る他、より高度な支援方法や実践力の更なる向上を図 り、地域における中核的な人材を確保するため、県独自の研修を実施し、 専門的人材の養成・確保を行っていきます。
- 強度行動障がい児者に対する身体拘束などの虐待を未然に防止する

- す。また、困難ケースへの対応など支援が難しいケースについてスーパーバイザーを派遣する仕組みを構築します。
- 障害福祉サービスの提供に当たっては、県による市町村への適切な支援等、県と市町村が協力・連携を図り、地域間におけるサービスの格差の解消を図るとともに、障害者総合支援法に基づく総量規制等を含め、サービス提供量の適正化を図ります。
- 障害福祉サービスと医療、地域など関係者間の連携を深め、障がい者 が地域で暮らしていくためのネットワークを構築します。
- 鳥取県独自の事業所認定制度を設け、質の高いサービスを提供する障害福祉サービス事業所を認定するなど、質の高い事業所を推奨する仕組みを検討します。
- よりよい障害福祉サービスの提供体制を構築するため、障害福祉サービス事業所に対する指導監査を適切に実施します。

#### (5) 人材の育成・確保

- 障害福祉サービス、障害児通所支援事業又は相談支援が円滑に実施されるよう、サービス管理責任者、児童発達管理責任者、相談支援専門員等の人材養成を行います。また、サービス管理責任者、児童発達管理責任者、相談支援専門員等に関する人材育成ビジョンを策定し、研修をはじめとする人材育成を計画的かつ効果的に実施します。
- 社会福祉士、介護福祉士等の福祉専門職に関する奨学金制度を実施します。また、障がいの特性を理解した支援員を養成します。
- 強度行動障がいの受入事業所等を増やすことにより、強度行動障がい 者の安心・安全な暮らしを確保するとともに、家族等の休息(レスパイト)にもつなげます。

## (新設)

○ 強度行動障がい児者に対する身体拘束などの虐待を未然に防止する

ため、事業所職員に対して必要な研修を行うとともに、スーパーバイザーの養成など必要な事業を実施します。

- 障害福祉サービス等を継続的に提供できる支援体制を維持するため、 県内外に向けた障害児通所支援事業等のPRや仕事体験ツアーの実施 及び福祉人材センター等における社会福祉事業従事者等への就業援助、 研修等を行い、福祉人材を確保します。
- 医療的ケアを要する障がい<mark>児</mark>者の生活を支援するため、介護職員等による痰の吸引等の研修を実施し、痰の吸引等を行うことができる介護職員等の養成・確保を進めます。
- 発達障がいや医療的ケアを要する障がい者などに適切に対応できる 人材を育成するため、事業所職員への研修を行うほか、医療・福祉・教 育の連携を進めます。
- 医療的ケアを要する障がい児者支援のための地域づくりを推進するため、各分野にまたがる支援を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、地域課題の整理・問題提起や地域資源の開発を行う等、医療的ケアを要する障がい児者の支援に関して多岐にわたる役割を担う「医療的ケア児等コーディネーター」を養成します。また、県地域自立支援協議会の専門部会において、人材育成や養成研修に関する検討を行います。
- (7) 福祉用具の普及及び身体障害者補助犬の育成
  - 補装具等の福祉用具に関する情報提供を適宜行い、その普及を促進す るとともに、市町村職員へ必要な情報提供を行い、日常生活用具の給付 に係る市町村間の格差解消を図ります。
  - 身体障害者補助犬法に基づき、身体障害者補助犬(盲導犬等)の育成 支援を行い、また、身体障害者補助犬の受入れに関する普及啓発を行い ます。
- 2. 保健·医療

【現状と課題】

障がい者が身近な地域において、保健・医療サービス、リハビリテーショ

- ため、事業所職員に対して必要な研修を行うとともに、スーパーバイザーの養成など必要な事業を実施します。
- 障害福祉サービス等を継続的に提供できる支援体制を維持するため、 県内外に向けた障害児通所支援事業等のPRや仕事体験ツアーの実施 及び福祉人材センター等における社会福祉事業従事者等への就業援助、 研修等を行い、福祉人材を確保します。
- 医療的ケアを要する障がい者の生活を支援するため、介護職員等による痰の吸引等の研修を実施し、痰の吸引等を行うことができる介護職員等の養成・確保を進めます。
- 発達障がいや医療的ケアを要する障がい者などに適切に対応できる 人材を育成するため、事業所職員への研修を行うほか、医療・福祉・教 育の連携を進めます。
- 医療的ケアを要する障がい児者支援のための地域づくりを推進するため、分野にまたがる支援を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、地域課題の整理・問題提起や地域資源の開発を行う等、医療的ケアを要する障がい児者の支援に関して多岐にわたる役割を担う「医療的ケア児等コーディネーター」を養成します。また、県地域自立支援協議会の専門部会において、人材育成や養成研修に関する検討を行います。
- (6) 福祉用具の普及及び身体障害者補助犬の育成
- 補装具等の福祉用具に関する情報提供を適宜行い、その普及を促進するとともに、市町村職員へ必要な情報提供を行い、日常生活用具の給付に係る市町村間の格差解消を図ります。
- 身体障害者補助犬法に基づき、身体障害者補助犬(盲導犬等)の育成 支援を行い、また、身体障害者補助犬の受入れに関する普及啓発を行い ます。
- 2. 保健·医療

【現状と課題】

障がい者が身近な地域において、保健・医療サービス、リハビリテーショ

ン等を受けることにより、地域で安全・安心な生活ができるよう、医師、歯科医師、相談員などの支援者の確保を含め、障がい者の年齢に応じた切れ目のない支援を行うための体制・支援制度等を充実させることが必要です。特に、常時、医療サービスを必要とする障がい者が地域で生活していくためには、身近な地域で適切な時期に適切な医療サービスを受けられる体制を整備する必要があります。

精神障がい者の1年未満入院者の退院率は全国平均に比べて低い現状にあることから、早期退院及び地域移行を推進するため、国の指針を踏まえて、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしく暮らせる地域包括ケアシステムの構築を進めることが必要です。また、精神科救急医療体制の充実、ACT(包括型地域生活支援)や訪問看護等の整備と多職種・多機関による連携の強化を進めることが必要です。

難病に関する施策として、相談支援の更なる充実や医療相談についての周知、体制整備を推進することが必要です。

#### (1) 保健・医療の充実等

- 在宅で生活する障がい<mark>児</mark>者が増加していることから、病院・診療所、 訪問看護ステーション、相談支援事業所及び障害福祉サービス事業所、 行政機関等とのネットワークづくりを進めます。
- <u>在宅医療においては、医療機関同士の連携、更に医療・介護等の多職</u> <u>種連携が不可欠とされるため、在宅医療連携拠点の確立と在宅医療を支</u> える医療体制を推進します。
- 障がい者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図ります。その際、特に、高齢化等による障がいの重度化・重複化の予防及びその対応に留意します。
- 医療的ケアを要する障がい児者等の在宅生活を支援するため、医療型 短期入所の確保や、重度障がい者を受け入れ<u>医療的なケアを施す生活介</u> 護事業所などの障害福祉サービス事業所への支援を行います。
- 医療行為が常時必要な障がい<mark>児</mark>者の地域生活を支え、より身近な地域で医療サービスが受けられるようにするため、地域の医療機関と連携して地域での医療体制の充実を図ります。併せて、難病者や障がい者等に対応できる医療人材(医師及び看護師等)を養成するとともに、地域生

ン等を受けることにより、地域で安全・安心な生活ができるよう、医師、歯科医師、相談員などの支援者の確保を含め、障がい者の年齢に応じた切れ目のない支援を行うための体制・支援制度等を充実させることが必要です。特に、常時、医療サービスを必要とする障がい者が地域で生活していくためには、身近な地域で適切な時期に適切な医療サービスを受けられる体制を整備する必要があります。

精神障がい者の1年未満入院者の退院率は全国平均に比べて低い現状にあることから、早期退院及び地域移行を推進するため、国の指針を踏まえて、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしく暮らせる地域包括ケアシステムの構築を進めることが必要です。また、精神科救急医療体制の充実、ACT(包括型地域生活支援)や訪問看護等の整備と多職種・多機関による連携の強化を進めることが必要です。

難病に関する施策として、相談支援の更なる充実や医療相談についての周知、体制整備を推進することが必要です。

#### (1) 保健・医療の充実等

○ 在宅で生活する障がい者が増加していることから、病院・診療所、訪問看護ステーション、相談支援事業所及び障害福祉サービス事業所、行政機関等とのネットワークづくりを進めます。

#### (5) から移行

- 障がい者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図ります。その際、特に、高齢化等による障がいの重度化・重複化の予防及びその対応に留意します。
- 医療的ケアを要する障がい児者等の在宅生活を支援するため、医療型 短期入所の確保や、重度障がい者を受け入れ<u>る</u>障害福祉サービス事業所 への支援を行います。
- 医療行為が常時必要な障がい者の地域生活を支え、より身近な地域で 医療サービスが受けられるようにするため、地域の医療機関と連携して 地域での医療体制の充実を図ります。併せて、難病者や障がい者等に対 応できる医療人材(医師及び看護師等)を養成するとともに、地域生活

活を支える訪問診療所や訪問看護事業所の拡充に努めます。

- 医療的ケアを要する障がい児等の在宅生活への移行を支援するため、総合療育センター、鳥取療育園、中部療育園等において、急性期病院入院中からの連携や、退院後の訓練やリハビリテーション等を行います。また、障がい児者に対するリハビリテーションを行う事業所に対する支援を行います。
- 鳥取県歯科医師会と連携し、障がい者の歯科診療等を身近な場所で実施できるよう人材養成に努めます。
- 人工透析を要する腎不全、精神疾患、難治性疾患など障がいに対する 継続的な医療が必要な障がい者に対しては、身近な医療機関等における 医療の提供、医学的相談体制の整備等、適切な保健・医療サービス提供 の充実に努めるとともに、通院にあたっては、市町村とともに既存の支 援制度の活用を図ります。
- 発達障がいの診療体制について、<mark>早期の支援につなげるために、</mark>専門 医の確保に加えて、地域の小児科医等が専門医と役割分担を行い、身近 な地域でも発達障がいの診療を可能とする体制づくりを進めます。

## (2) 精神保健・医療の提供等

- 精神保健福祉センターの研修会等の開催を通して、精神疾患に関する 正しい知識の普及を図るとともに、精神保健福祉相談等により精神疾患 の予防や早期発見・早期治療を促進します。
- 精神保健福祉センター及び保健所において、精神科医及び保健師等による相談等を実施し、在宅の精神障がい者を支援します。
- 国の指針を踏まえ、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの 構築を目指して、各圏域に、保健、医療、福祉関係者による協議の場を 設置し、必要な取組について検討を進めます。
- 県民等に対する正しい知識の普及を図るとともに、偏見・差別や過剰 な不安を除去する教育・啓発の取組を推進します。
- 高次脳機能障がい者の支援拠点機関において、専門的な相談支援、普及啓発、研修会等を行います。また、市町村や相談支援事業所に対する

を支える訪問診療所や訪問看護事業所の拡充に努めます。

- 医療的ケアを要する障がい児等の在宅生活への移行を支援するため、総合療育センター、鳥取療育園、中部療育園等において、急性期病院入院中からの連携や、退院後の訓練やリハビリテーション等を行います。また、障がい者に対するリハビリテーションを行う事業所に対する支援を行います。
- 鳥取県歯科医師会と連携し、障がい者の歯科診療等を身近な場所で実施できるよう人材養成に努めます。
- 人工透析を要する腎不全、精神疾患、難治性疾患など障がいに対する 継続的な医療が必要な障がい者に対しては、身近な医療機関等における 医療の提供、医学的相談体制の整備等、適切な保健・医療サービス提供 の充実に努めるとともに、通院にあたっては、市町村とともに既存の支 援制度の活用を図ります。
- 発達障がいの診療体制について、専門医の確保に加えて、地域の小児 科医等が専門医と役割分担を行い、身近な地域でも発達障がいの診療を 可能とする体制づくりを進めます。

## (2) 精神保健・医療の提供等

- 精神保健福祉センターの研修会等の開催を通して、精神疾患に関する 正しい知識の普及を図るとともに、精神保健福祉相談等により精神疾患 の予防や早期発見・早期治療を促進します。
- 精神保健福祉センター及び中・西部福祉保健局(以下「福祉保健局等」 という。)において、精神科医及び保健師等による相談<u>や家庭訪問</u>を実施 し、在宅の精神障がい者を支援します。
- 国の指針を踏まえ、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの 構築を目指して、各圏域に、保健、医療、福祉関係者による協議の場を 設置し、必要な取組について検討を進めます。
- 県民等に対する正しい知識の普及を図るとともに、偏見・差別や過剰 な不安を除去する教育・啓発の取組を推進します。
- 高次脳機能障がい者の支援拠点機関において、専門的な相談支援、普及啓発、研修会等を行います。また、市町村や相談支援事業所に対する

研修会を開催するなど、高次脳機能障がい者の支援体制の充実を図りま す。

- 精神科医や精神科医療に関わる専門職員の資質の向上を図るため、精神保健指定医研修会等を開催するとともに、関係団体へ各種研修会の積極的な開催について働きかけます。
- 自死を防ぐため、自死予防の県民運動の推進、自死予防の普及啓発、 相談窓口の整備、かかりつけ医と精神科医の連携、自死遺族へのケア等 総合的な対策を講じます。
- 精神障がい者への医療の提供・支援を可能な限り地域において行うと ともに、入院中の精神障がい者の早期退院(入院期間の短縮)を進め、 以下の取組を通じて、精神障がい者が地域で生活できる体制を整備しま す。
  - ・ 休日、夜間等における精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化等に 対応できるように、精神科救急医療体制の整備を行います。

### (削除)

- ・ 非自発的入院である措置入院や医療保護入院患者の人権の確保のため、精神医療審査会の機能の充実を図ります。
- ・ 精神医療審査会において医療保護入院患者の医療の適正化に努め、 精神疾患で入院する患者の1年以内での退院を促進します。
- ・ 措置入院した精神障がい者について、「鳥取県措置入院解除後の支援 体制に係るマニュアル」に基づき、措置入院解除後、地域で安心して 生活を送れるよう支援体制の構築を図り、地域における関係機関等と 連携した対応を行います。
- ・ 警察や矯正施設等から自傷他害の恐れのある者として通報された精神障がい者が精神保健指定医により医療が必要と判断された場合、適切な医療につなぐとともに、入院後は、医療機関と保健所等が連携を図りながら、早期退院を進めます。
- ・ 精神科病院の専門職員や市町村職員等向けの地域移行に関する研修

- 研修会を開催するなど、高次脳機能障がい者の支援体制の充実を図ります。
- 精神科医や精神科医療に関わる専門職員の資質の向上を図るため、精神保健指定医研修会等<u>の研修会</u>を開催するとともに、関係団体<u>による</u>各種研修会の開催の積極的な取組について働きかけます。
- 自死を防ぐため、自死予防の県民運動の推進、自死予防の普及啓発、 相談窓口の整備、かかりつけ医と精神科医の連携、自死遺族へのケア等 総合的な対策を講じます。
- 精神障がい者への医療の提供・支援を可能な限り地域において行うとともに、入院中の精神障がい者の早期退院(入院期間の短縮)を進め、以下の取組を通じて、精神障がい者が地域で生活できる体制を整備します。
  - ・ 休日、夜間等における精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化等に 対応できるように、精神科救急医療体制の整備を行います。
  - ・ 医療、住宅、日中活動の確保などの支援を包括的に提供できるよう、 多職種・多機関の連携体制づくりを進めるとともに、地域生活支援拠 点、短期入所の活用などにより、地域での生活を継続できるよう支援 します。
  - ・ 非自発的入院である措置入院や医療保護入院患者の人権の確保のため、精神医療審査会の機能の充実を図ります。
  - ・ 精神医療審査会において医療保護入院患者の医療の適正化に努め、 精神疾患で入院する患者の1年以内での退院を促進します。
  - ・ 措置入院した精神障がい者について、「鳥取県措置入院解除後の支援 体制に係るマニュアル」に基づき、措置入院解除後、地域で安心して 生活を送れるよう支援体制の構築を図り、地域における関係機関等と 連携した対応を行います。
  - ・ 警察や矯正施設等から自傷他害の恐れのある者として通報された精神障がい者が精神保健指定医により医療が必要と判断された場合、適切な医療につなぐとともに、入院後は、医療機関と福祉保健局等が連携を図りながら、早期退院を進めます。
  - ・ 精神科病院の専門職員や市町村職員等向けの地域移行に関する研修

会を開催するとともに、相談支援事業所等との連携を深めます。

- 入院中の精神障がい者の早期退院(入院期間の短縮)を進めつつ、精神障がい者の地域生活を支えるため、ピアサポーターによる支援や住居確保に向けた支援等を行うとともに、全県的に多職種・多機関連携体制の構築を推進します。また、精神障がい者の支援に携わる者の対応力向上を図り、相談支援業務を行う者や医療従事者(訪問看護に従事する者を含む)等を対象とした研修や意見交換を実施します。
- 精神障害者家族会連合会が実施する研修会<u>など</u>、当事者・家族<u>等が</u>実 施する精神保健福祉施策の取組を推進します。
- 市町村、<u>保健所</u>等が中心となり、心の健康づくりのための相談事業や 健康教育を実施します。
- 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例に基づき、危険ドラッグの製造・販売・所持・使用等の防止を図ります。
- アルコール健康障害・薬物依存症・ギャンブル等依存症について、精神科医等による定例相談会の開催、家族教室の開催、ピアカウンセリング等を実施するとともに、市町村、相談支援事業所等を対象とする研修会を開催するなど、依存症対策の効果的な実施を進めます。
- アルコール健康障害・薬物依存症・ギャンブル等依存症について正しい知識の普及啓発を実施し、その予防を進め<u>つつ</u>、薬物依存症リハビリ施設に対する支援を行い、薬物依存症者の社会復帰の促進を図ります。また、依存症支援拠点機関(県のアルコール健康障害・薬物依存症・ギャンブル等依存症<u>対策の中心的な役割を果たす機関)等</u>を設置し、支援の充実を図ります。
- 鳥取県アルコール健康障害・依存症対策推進計画に基づき、アルコール健康障害、薬物依存症及びギャンブル等依存症に関する予防・相談から治療・回復に至るまでの切れ目のない支援体制の構築を図るとともに、発生・進行・再発の各段階に応じた対策を実施します。
- (3) 人材の育成・確保
  - 看護師等の学校・養成所の教育の充実に向け、看護教員・実習指導者

会を開催するとともに、相談支援事業所等との連携を深めます。

- 精神障害者家族会連合会が実施する研修会、交流会や精神障がい者に 対する正しい理解・知識の普及啓発事業等の取組を支援し、当事者・家 族の立場から実施する精神保健福祉施策の取組を推進します。
- 市町村、<u>福祉保健局</u>等が中心となり、心の健康づくりのための相談事業や健康教育を実施します。
- 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例に基づき、危険ドラッグの製造・販売・所持・使用等の防止を図ります。
- アルコール健康障害・薬物依存症・ギャンブル等依存症について、精神科医等による定例相談会の開催、家族教室の開催、ピアカウンセリング等を実施するとともに、市町村、相談支援事業所等を対象とする研修会を開催するなど、依存症対策の効果的な実施を進めます。
- アルコール健康障害・薬物依存症・ギャンブル等依存症について正しい知識の普及啓発を実施し、その予防を進めるとともに、薬物依存症リハビリ施設に対する支援を行い、薬物依存症者の社会復帰の促進を図ります。また、県のアルコール健康障害・薬物依存症・ギャンブル等依存症対策の中心的な役割を果たすアルコール健康障害・薬物依存症・ギャンブル等依存症支援拠点を設置し、支援の充実を図ります。
- 鳥取県アルコール健康障害・依存症対策推進計画に基づき、アルコール健康障害、薬物依存症及びギャンブル等依存症に関する予防・相談から治療・回復に至るまでの切れ目のない支援体制の構築を図るとともに、発生・進行・再発の各段階に応じた対策を実施します。
- (3) 人材の育成・確保
  - 看護師等の学校・養成所の教育の充実に向け、看護教員・実習指導者

- の養成、教員研修等教育の充実を図り、資質の向上に努めます。
- 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の医学的リハビリテーション に従事する者について、専門的な技術及び知識を有する人材の確保と資 質の向上を図ります。
- うつ病等の精神疾患の早期発見・治療・支援等につなげるため、かかりつけ医や医療従事者に対する研修を実施します。
- 地域において健康相談等を行う福祉保健局等・市町村の担当職員の資質の向上を図るとともに、地域の保健・医療・福祉事業従事者間の連携を図ります。

### (4) 難病に関する施策の推進

- 障害者総合支援法の施行に伴い、障がい者の範囲に難病患者が追加され、障害福祉サービスが利用できるようになったことについて周知・広報に努めます。
- 難病相談・支援センター(鳥取大学医学部附属病院及び国立病院機構 鳥取医療センター)において、難病患者からの各種相談に応じるととも に、県内の人工呼吸器等装着患者宅への定期的な訪問や、電話等での現 況確認等で継続的な支援を行います。
- 小児期から成人期への円滑な支援の移行を図るため、難病相談・支援 センターと小児慢性特定疾病児童等支援相談窓口との連携を推進しま す。
- 難病患者の交流推進と最新の難病支援に関する情報提供を目的とする家族の集いの開催や患者団体の支援を行います。
- 難病の特性や患者・家族の状況について、社会全体の理解を深めると ともに、難病患者の医療費の負担軽減を図るため、難病患者医療法に基 づく医療費助成を適切に運用します。

### (5) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

○ 妊産婦健診、乳幼児及び児童に対する健康診査、保健指導の適切な実施、周産期医療・小児医療体制の充実等を図るとともに、これらの機会の活用により、疾病・障がい等の早期発見及び治療、早期療養を図りま

- の養成、教員研修等教育の充実を図り、資質の向上に努めます。
- 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の医学的リハビリテーション に従事する者について、専門的な技術及び知識を有する人材の確保と資 質の向上を図ります。
- うつ病等の精神疾患の早期発見・治療・支援等につなげるため、かかりつけ医や医療従事者に対する研修を実施します。
- 地域において健康相談等を行う福祉保健局等・市町村の担当職員の資質の向上を図るとともに、地域の保健・医療・福祉事業従事者間の連携を図ります。

#### (4) 難病に関する施策の推進

- 障害者総合支援法の施行に伴い、障がい者の範囲に難病患者が追加され、障害福祉サービスが利用できるようになったことについて周知・広報に努めます。
- 難病相談・支援センター(鳥取大学医学部附属病院及び国立病院機構 鳥取医療センター)において、難病患者からの各種相談に応じるととも に、県内の人工呼吸器等装着患者宅への定期的な訪問や、電話等での現 況確認等で継続的な支援を行います。
- 小児期から成人期への円滑な支援の移行を図るため、難病相談・支援 センターと小児慢性特定疾病児童等支援相談窓口(<u>鳥取大学附属病院</u>) との連携を推進します。
- 難病患者の交流推進と最新の難病支援に関する情報提供を目的とする家族の集いの開催や患者団体の支援を行います。
- 難病の特性や患者・家族の状況について、社会全体の理解を深めると ともに、難病患者の医療費の負担軽減を図るため、難病患者医療法に基 づく医療費助成を適切に運用します。

### (5) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

○ 妊産婦健診、乳幼児及び児童に対する健康診査、保健指導の適切な実施、周産期医療・小児医療体制の充実等を図るとともに、これらの機会の活用により、疾病・障がい等の早期発見及び治療、早期療養を図りま

す。

- 糖尿病等の生活習慣病を予防するとともに、合併症の発症や症状の進展等を予防するため、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善による健康の増進、医療連携体制の推進、健康診査・保健指導の実施等に取り組みます。
- 障がいの原因となる外傷等に対する適切な治療を行うため、救急医療、急性期医療等の提供体制の充実及び関係機関の連携を促進します。

### (1) へ移行

#### 3. 安全·安心

#### 【現状と課題】

障がい者が住み慣れた地域で安全に安心して生活できるよう、住民が相互に助け合う「支え愛の地域づくり」を進めるとともに、地域で障がい当事者を含めた災害時の避難体制の構築を図る必要があります。本県では、人的・物的支援を目的として、他県や市町村、各種関係業界団体等と災害応援協定を締結し、被災者支援の体制整備を進めています。

災害発生時や避難所において障がい者に適切に必要な情報が伝わるよう、 障がいの特性に応じた情報提供を行うとともに、障がい特性を考慮した福祉 避難所の確保・運営のほか、障がい児者の個別避難計画に基づく対応や支援 が重要です。令和3年5月には、災害対策基本法が改正されて地域防災計画 の定めるところにより、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成が市町 村の努力義務とされ、計画作成を進めていく必要があります。

また、障害福祉サービスは障がい者やその家族の生活に必要不可欠なものであり、災害や感染症が発生した場合であっても感染対策等を講じながら、利用者に対して必要なサービスが継続的に提供されるよう、これらの発生に備えた日頃からの備えや業務継続に向けた取組等を推進することが重要です。

さらに、メールやファックスによる警察本部への緊急通報や消費者トラブル相談について障がい者への周知を図ることが必要です。

す。

- 糖尿病等の生活習慣病を予防するとともに、合併症の発症や症状の進展等を予防するため、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善による健康の増進、医療連携体制の推進、健康診査・保健指導の実施等に取り組みます。
- 障がいの原因となる外傷等に対する適切な治療を行うため、救急医療、急性期医療等の提供体制の充実及び関係機関の連携を促進します。
- <u>在宅医療においては、医療機関同士の連携、更に医療・介護等の多職</u> <u>種連携が不可欠とされるため、在宅医療連携拠点の確立と在宅医療を支</u> える医療体制を推進します。

#### 3. 安全·安心

#### 【現状と課題】

障がい者が住み慣れた地域で安全に安心して生活できるよう、住民が相互に助け合う「支え愛の地域づくり」を進めるとともに、地域で障がい当事者を含めた災害時の避難体制の構築を図る必要があります。本県では、人的・物的支援を目的として、他県や市町村、各種関係業界団体等と災害応援協定を締結し、被災者支援の体制整備を進めています。

災害発生時や避難所において障がい者に適切に必要な情報が伝わるよう、 障がいの特性に応じた情報提供を行うとともに、障がい特性を考慮した福祉 避難所の確保・運営のほか、障がい児者の個別避難計画に基づく対応や支援 が重要です。また、障害福祉サービスは障がい者やその家族の生活に必要不 可欠なものであり、災害や感染症が発生した場合であっても感染対策等を講 じながら、利用者に対して必要なサービスが継続的に提供されるよう、これ らの発生に備えた日頃からの備えや業務継続に向けた取組等を推進するこ とが重要です。

さらに、メールやファックスによる警察本部への緊急通報や消費者トラブル相談について障がい者への周知を図ることが必要です。

- (1) 防災対策の推進、感染症等への備え
  - 地域住民が主体となった支え愛マップの作成を通じ、障がい者等の要支援者に対する災害時の避難体制等の構築や平常時の見守り体制づくり等を行うことにより、地域住民誰もが安心・安全に暮らすための取組を支援します。
  - 災害発生後にも継続して福祉・医療サービスを提供することができるよう、障害者支援施設・医療機関等における災害対策を推進するとともに、地域内外の他の社会福祉施設・医療機関等との広域的なネットワークの形成に努めます。
  - <u>障がい者の</u>災害時<u>対応に関し、</u>避難体制<u>、避難所運営</u>や障がいの特性 に応じた情報伝達のあり方等<u>について</u>、災害時の<u>市町村等</u>対応マニュア ル等を適官修正するとともに、その周知に努めます。
  - 県内の防災情報等をメール配信する「あんしんトリピーメール」や「あんしんトリピーなび」について、文章をわかりやすく、伝わりやすい表記となるよう努めます。

(削除)

- 火事や救急時の消防本部への通報において、ファックスや多様な通信 手段による通報の取組を進めます。
- 公共施設等の耐震化を推進するとともに、避難所としての利用が想定される学校の体育館を中心に<u>トイレの洋式化・スロープ設置等</u>の整備に取り組みます。また、市町村が管轄する学校についても同様の取組が行われるよう、市町村に対する働きかけを行います。
- 避難所のバリアフリー化を推進するとともに、感染症対策等を講じながら避難所において障がい者が、必要な物資を含め、障がい特性に応じた支援を受けることができるよう、市町村における必要な体制整備の支援に努めます。
- 法令上スプリンクラーの設置義務がないグループホームに対しても、 その設置費用を補助することにより、施設の防火対策を強化し、障がい 者が安心・安全に暮らすことのできる環境の整備を促進します。

- (1) 防災対策の推進、感染症等への備え
  - 地域住民が主体となった支え愛マップの作成を通じ、障がい者等の要支援者に対する災害時の避難体制等の構築や平常時の見守り体制づくり等を行うことにより、地域住民誰もが安心・安全に暮らすための取組を支援します。
  - 災害発生後にも継続して福祉・医療サービスを提供することができるよう、障害者支援施設・医療機関等における災害対策を推進するとともに、地域内外の他の社会福祉施設・医療機関等との広域的なネットワークの形成に努めます。
  - 災害時<u>に障がい者に関する</u>避難体制や障がいの特性に応じた情報伝達のあり方等<u>を盛り込んだ</u>、災害時の対応マニュアル等を適宜修正するとともに、その周知に努めます。
  - 県内の防災情報等をメール配信する「あんしんトリピーメール」や「あんしんトリピーなび」について、文章をわかりやすく、伝わりやすい表記となるよう努めます。
  - 県立集客施設等に災害・避難情報等を収集するシステムの配備や災害 情報を表示するディスプレイ、フラッシュライト等の設置を進めます。
  - 火事や救急時の消防本部への通報において、ファックスや多様な通信 手段による通報の取組を進めます。
  - 公共施設等の耐震化を推進するとともに、避難所としての利用が想定される学校の体育館を中心に<u>トイレ・スロープ</u>の整備に取り組みます。また、市町村が管轄する学校についても同様の取組が行われるよう、市町村に対する働きかけを行います。
  - 避難所のバリアフリー化を推進するとともに、感染症対策等を講じながら避難所において障がい者が、必要な物資を含め、障がい特性に応じた支援を受けることができるよう、市町村における必要な体制整備の支援に努めます。
  - 法令上スプリンクラーの設置義務がないグループホームに対しても、 その設置費用を補助することにより、施設の防火対策を強化し、障がい 者が安心・安全に暮らすことのできる環境の整備を促進します。

- 災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に障がい者に対す る適切な避難支援や、その後の安否確認を行うことができるよう、避難 行動要支援者名簿等<u>や個別避難計画</u>の作成等、市町村の取組の支援に努 めます。
- 避難行動や避難所において配慮や支援が必要な障がい者を受け入れる福祉避難所を設けるにあたり、平時における対象者の把握、住民への周知、施設及び資機材の確保、<u>運営研修の実施、</u>応援要員の確保体制整備等の支援を市町村に対して行います。
- 県や市町村で実施する防災訓練において、障がい者の参加を促すため、市町村への働きかけや障害福祉サービス事業所、施設、当事者団体、 障がい者支援団体などと連携し、障がい者などの要支援者に係る災害対策の充実に努めます。
- 入所施設や通所施設などの福祉施設は、災害の際に自力避難が困難となる方が多く利用することから、地域と連携し施設の災害対応力を高めておく必要があります。そのため、福祉施設において、日頃から避難訓練等を実施するなど福祉施設における避難対策の充実、強化を図ります。
- 医療的ケアを必要とする方の避難については、医療機器の搬送、避難 所における電源やスペースの確保、医療機関との連携など、事前の十分 な準備や配慮が必要であることから、市町村が実施する訓練に対し必要 な助言を行うなど、対応力の向上のための支援を行っていきます。
- 島根原発の 30km 圏内に入る境港市及び米子市の障害者支援施設などについて、原子力災害に係る避難計画を策定するとともに、避難訓練を実施するなど必要な対策を講じます。
- 障害福祉サービス事業所内における感染症のまん延を防止するため、 飛沫感染や空気感染の予防に有効なマスクの着用、手洗い、手指消毒、 換気等の平時からの基本的な対策の徹底に加え、</u>居住系サービスについ ては感染拡大対策の観点からの個室化を推進する等を進めていきます。

(削除)

- 災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に障がい者に対す る適切な避難支援や、その後の安否確認を行うことができるよう、避難 行動要支援者名簿等の作成等、市町村の取組の支援に努めます。
- 避難行動や避難所において配慮や支援が必要な障がい者を受け入れる福祉避難所を設けるにあたり、平時における対象者の把握、住民への周知、施設及び資機材の確保、応援要員の確保体制整備等の支援を市町村に対して行います。
- 県や市町村で実施する防災訓練において、障がい者の参加を促すため、市町村への働きかけや障害福祉サービス事業所、施設、当事者団体、障がい者支援団体などと連携し、障がい者などの要支援者に係る災害対策の充実に努めます。
- 入所施設や通所施設などの福祉施設は、災害の際に自力避難が困難となる方が多く利用することから、地域と連携し施設の災害対応力を高めておく必要があります。そのため、福祉施設において、日頃から避難訓練等を実施するなど福祉施設における避難対策の充実、強化を図ります。

- 島根原発の 30km 圏内に入る境港市及び米子市の障害者支援施設などについて、原子力災害に係る避難計画を策定するとともに、避難訓練を実施するなど必要な対策を講じます。
- 障害福祉サービス事業所内における感染症のまん延を防止するため、 飛沫感染や空気感染の予防に有効な、マスクの着用、手洗い、手指消毒 を徹底いただくよう周知するともに、居住系サービスについては個室化 を推進するなど感染症対策の徹底を図ります。
- 入所施設等において新型コロナウィルス感染予防に取組む際の参考 として県独自のガイドラインより新型コロナウィルス感染予防・感染拡 大防止を図ります。

## (削除)

○ 新型コロナウイルスへの対応の教訓を生かし、今後新たな感染症等が 流行した場合においても必要な事業継続が図られるよう、事業所に対し 必要な支援を迅速に行うことができるよう準備を整えます。

## (2) 防犯対策の推進

- 鳥取県警察で運用している、耳や言葉が不自由な方々からの緊急通報を受け付ける「メール 110 番」、「ファックス 110 番」、「110 番アプリシステム」について、より使いやすくする取組を進めるとともに、障がい者団体を通じて障がい者に周知徹底・利用促進を図るほか、県警ホームページ等を利用した広報活動を実施します。
- 障がい及び障がい者に対する理解を深め、警察署及び交番・駐在所に 配置している<u>「改訂版コミュニケーション支援ボード」</u>の活用等、障が い者とのコミュニケーションを支援するための取組を推進します。
- 警察と地域の障がい者団体、福祉施設、行政等との積極的な連携を図り、必要な情報が双方向で伝達される重層的な防犯ネットワークを整備して有効活用することにより、犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見に努めます。
- (3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済
  - 障がい者を含む<u>消費生活上配慮を特に要する者</u>に係る消費者トラブルの未然防止や適切な解決を図るため、消費者教育・啓発の推進、消費者トラブル情報の提供、消費生活相談の充実に努めます。
  - 障がい者団体や福祉関係団体等と連携し、障がい者等を地域で見守る ために、消費者安全法に基づく「消費者安全確保地域協議会」の市町村 単位での設置を推進します。
  - 障がい者等の消費者トラブルについて、研修などにより相談員のスキルアップに努めるとともに、市町村と連携・協力しながら消費者トラブ

- 新型コロナウィルスの感染予防対策を適切に実施している障がい者 施設を認証し、公表することで感染に対する利用者やその家族の不安を 軽減させるとともに、障がい者施設における感染予防対策の徹底を図り ます。
- <u>鳥取県新型コロナウィルス感染拡大防止のためのクラスター対策等</u> <u>に関する条例に基づき、新型コロナウィルス感染症のまん延防止を図る</u> ほか、感染症対策を支援します。

## (2) 防犯対策の推進

- 鳥取県警察で運用している、耳や言葉が不自由な方々からの緊急通報を受け付ける「メール 110 番」、「ファックス 110 番」、「110 番アプリシステム」について、より使いやすくする取組を進めるとともに、障がい者団体を通じて障がい者に周知徹底・利用促進を図るほか、県警ホームページ等を利用した広報活動を実施します。
- 障がい及び障がい者に対する理解を深め、警察署及び交番・駐在所に 配置しているコミュニケーション支援ボードの活用等、障がい者とのコ ミュニケーションを支援するための取組を推進します。
- 警察と地域の障がい者団体、福祉施設、行政等との積極的な連携を図り、必要な情報が双方向で伝達される重層的な防犯ネットワークを整備して有効活用することにより、犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見に努めます。

## (3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

- 障がい者を含む<u>社会的弱者等</u>に係る消費者トラブルの未然防止や適切な解決を図るため、消費者教育・啓発の推進、消費者トラブル情報の提供、消費生活相談の充実に努めます。
- 障がい者団体や福祉関係団体等と連携し、障がい者等を地域で見守る ために、消費者安全法に基づく「消費者安全確保地域協議会」の市町村 単位での設置を推進します。
- 障がい者等の消費者トラブルについて、研修などにより相談員のスキルアップに努めるとともに、市町村と連携・協力しながら消費者トラブ

ルの解決に取り組みます。

4. 情報アクセシビリティの向上・コミュニケーション支援の充実 【現状と課題】

障がいがある人とない人が共に暮らす社会を構築するためには、障がいの 特性に応じて、障がい者が情報に十分アクセスでき、地域でコミュニケーションが取れることが何よりも重要です。

令和4年5月には、障害者情報アクセシビリティー・コミュニケーション施策推進法が成立し、地方自治体の責務として、地域の実情を踏まえ、障がい者が必要な情報を取得・利用でき、意思疎通を図ることができるよう施策を実施することとされており、障がいのある方への情報保障の取組を進めていくことが求められています。こうした中、近年発達の目覚ましいICT(情報通信技術)等を活用した、障がいのある人の情報収集や発信、コミュニケーションのサポート等、多様な社会参加の促進に寄与することが期待される取組を更に進める必要があります。

また、災害に関する情報を障がいのある人に確実に伝えるため、日頃から、 障がい特性に応じた情報伝達体制を整えておく必要があります。

なお、ろう者及び手話<u>言語</u>に関する施策に関して、別途「鳥取県手話施策 推進計画」において具体的に定めており、計画的に推進していくこととして います。

- (1) 情報アクセス・コミュニケーション支援の充実
- パソコンボランティアを養成・派遣し、障がい者の情報バリアフリーを推進し、社会参加の促進を図るほか、情報アクセス向上事業等により、ロービジョンを含む視覚障がい者等が情報にアクセスしやすい環境を整備します。
- <u>ICT相談窓口を中心とした ICT機器の利用等に関する支援体制の充実、電話リレーサービス、情報支援機器など ICT機器を活用した</u>情報アクセシビリティの向上を図ります。
- 障がいの特性に合わせた情報支援機器の研究等を行い、意思疎通の困 難さを可能な限り解消するなど、コミュニケーションの促進・情報アク

ルの解決に取り組みます。

4. 情報アクセシビリティの向上・コミュニケーション支援の充実 【現状と課題】

障がいがある人とない人が共に暮らす社会を構築するためには、障がいの 特性に応じて、障がい者が情報に十分アクセスでき、地域でコミュニケーションが取れることが何よりも重要です。

近年の I C T (情報通信技術) の発達は、障がいのある人の情報収集や発信、コミュニケーションをサポートし、多様な社会参加の促進に寄与することが期待されます。そのため、I C T の活用を進める必要があります。

また、災害に関する情報を障がいのある人に確実に伝えるため、日頃から、 障がい特性に応じた情報伝達体制を整えておく必要があります。

なお、ろう者及び手話に関する施策に関して、別途「鳥取県手話施策推進計画」<u>(平成27年3月策定、計画期間:平成27年度から令和5年度まで)</u>において具体的に定めており、計画的に推進していくこととしています。

- (1) 情報アクセス・コミュニケーション支援の充実
  - パソコンボランティアを養成・派遣し、障がい者の情報バリアフリーを推進し、社会参加の促進を図るほか、情報アクセス向上事業等により、ロービジョンを含む視覚障がい者等が情報にアクセスしやすい環境を整備します。

## (新設)

○ 障がいの特性に合わせた情報支援機器の研究等を行い、意思疎通の困 難さを可能な限り解消するなど、コミュニケーションの促進・情報アク セシビリティの向上を図ります。

○ 喉頭摘出者など音声機能障がい者に対して、発声訓練などに係る支援 の充実を図るほか、県民に対する障がいの理解促進に努めます。

### (上記新設項目に統合)

- 情報やコミュニケーションに関する支援機器に関する情報提供を行い、 視聴覚障がい者に対する利用の支援を行います。
- 教育機関において、<u>障がいのある</u>児童生徒<u>が</u> I C T 機器を<u>効果的</u>に活用<u>し、</u>学びの質を高め、主体的に学習に取り組むための環境整備の充実を図ります。

#### (2) 情報提供の充実等

- 読書バリアフリー法の趣旨に基づいて、点字や音声などによるアクセシブルな書籍等、資料の充実を図るほか、外出が困難な状況でも在宅等で読書を楽しめるようサピエ図書館等インターネットを利用したサービスを利用できる環境整備を進めます。
- ロービジョンを含む視覚障がい者等に必要な情報が円滑に届けられるよう、文字サイズを拡大した資料や点字化・音声化並びに代読・代筆サービスの拡大を進めます。
- 老朽化して仮移転中の点字図書館・盲人ホームの在り方を検討します。また、視覚障がい者支援センター等の設置により、点字図書館の機能強化を行い、視覚障がい者やその家族の状況・ニーズ、ロービジョン・中途障がいなどの障がいの状況等に合せて、情報アクセス支援等を行います。
- 障がい者の福祉サービスをはじめとする日常生活を送る上で必要な 支援に関する情報を掲載した冊子等を利用し、障がい者への情報提供に 努めます。

## (3) 意思疎通支援の充実

○ 手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等を派遣することにより意思疎通を支援します。

セシビリティの向上を図ります。

- 喉頭摘出者など音声機能障がい者に対して、発声訓練などに係る支援 の充実を図るほか、県民に対する障がいの理解促進に努めます。
- 情報アクセスが困難な障がい者向けに、ICT活用術の講習会を開催 するなど、障がい者の情報アクセシビリティの向上を図ります。
- 情報やコミュニケーションに関する支援機器に関する情報提供を行い、視聴覚障がい者に対する利用の支援を行います。
- 教育機関において、児童生徒等の障がいの状況に応じて I C T 機器を 有効に活用する等、児童生徒等の学びの質を高め、主体的に学習に取り 組むための環境整備の充実を図ります。

#### (2) 情報提供の充実等

- 読書バリアフリー法の趣旨に基づいて、点字や音声などによるアクセシブルな書籍等、資料の充実を図るほか、外出が困難な状況でも在宅等で読書を楽しめるようサピエ図書館等インターネットを利用したサービスを利用できる環境整備を進めます。
- ロービジョンを含む視覚障がい者等に必要な情報が円滑に届けられるよう、文字サイズを拡大した資料や点字化・音声化並びに代読・代筆サービスの拡大を進めます。
- 老朽化して仮移転中の点字図書館・盲人ホームの在り方を検討します。また、視覚障がい者支援センター等の設置により、点字図書館の機能強化を行い、視覚障がい者やその家族の状況・ニーズ、ロービジョン・中途障がいなどの障がいの状況等に合せて、情報アクセス支援等を行います。
- 障がい者の福祉サービスをはじめとする日常生活を送る上で必要な 支援に関する情報を掲載した冊子等を利用し、障がい者への情報提供に 努めます。

## (3) 意思疎通支援の充実

○ 手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等を派遣することにより意思疎通を支援します。

- 聴覚等に障がいのある人とその他の人の意思疎通の支援を図るため、 手話通訳者・要約筆記者養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研 修を充実させ、意思疎通支援を行う者の人材育成を図り、聴覚障がい者 等の社会参加を推進します。
- 手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の処遇改善に努め、これらの人材の確保・養成を図ります。また、手話通訳者等の負担軽減や頸肩腕症障がいについても、関係団体等と協議し、必要な対策を検討の上、取り組みます。
- 盲ろう者支援センターを中心に、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業等の支援を更に充実させるとともに、盲ろう者が必要な情報を取得・発信し、より自由に行動して、社会参加を行うための環境を整備するため、継続的に関係団体と協議を進め、引き続き、盲ろう者の立場に立った支援施策の充実を図ります。
- 失語症者とその他の人の意思疎通の支援を図るため、失語症者向け意思疎通支援者養成研修を<u>充実させ</u>、意思疎通支援を行う者の人材育成を図り、失語症者の社会参加を推進します。

## (4) 行政情報の配慮

- 障がい者を含む全ての人の利用しやすさに配慮した行政情報の電子 的提供の充実に取り組むとともに、ウェブアクセシビリティの向上等に 向けた取組を促進します。
- 音声コードの添付、FAX番号の明示、誰でも見やすい資料の作成な ど障がい者に配慮し、適切な情報提供のできる行政文書の作成を行いま す。
- 県民生活に直結する大きな制度改正やお知らせ事項について、点字版・音声版の資料の作成・配付や手話<u>言語</u>による説明動画のホームページ掲載などを行います。
- 点字又は音声による候補者情報の提供等、障がい特性に応じた選挙等 に関する情報の提供に努めます。
- 県主催のイベントなどにおける手話通訳・要約筆記等の配置、資料の 点字化・音声化等の状況について、定期的に点検し結果を公表します。

- 聴覚等に障がいのある人とその他の人の意思疎通の支援を図るため、 手話通訳者・要約筆記者養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研 修を充実させ、意思疎通支援を行う者の人材育成を図り、聴覚障がい者 等の社会参加を推進します。
- 手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の処遇改善に努め、これらの人材の確保・養成を図ります。また、手話通訳者の負担軽減や頸肩腕症障がいについても、関係団体等と協議し、必要な対策を検討の上、取り組みます。
- 盲ろう者支援センターを中心に、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業等の支援を更に充実させるとともに、盲ろう者が必要な情報を取得・発信し、より自由に行動して、社会参加を行うための環境を整備するため、継続的に関係団体と協議を進め、引き続き、盲ろう者の立場に立った支援施策の充実を図ります。
- 〇 失語症者とその他の人の意思疎通の支援を図るため、失語症者向け意思疎通支援者養成研修を<u>実施し</u>、意思疎通支援を行う者の人材育成を図り、失語症者の社会参加を推進します。

## (4) 行政情報の配慮

- 障がい者を含む全ての人の利用しやすさに配慮した行政情報の電子 的提供の充実に取り組むとともに、ウェブアクセシビリティの向上等に 向けた取組を促進します。
- 音声コードの添付、FAX番号の明示、誰でも見やすい資料の作成な ど障がい者に配慮し、適切な情報提供のできる行政文書の作成を行いま す。
- 県民生活に直結する大きな制度改正やお知らせ事項について、点字版・音声版の資料の作成・配付や手話による説明動画のホームページ掲載などを行います。
- 点字又は音声による候補者情報の提供等、障がい特性に応じた選挙等 に関する情報の提供に努めます。
- 県主催のイベントなどにおける手話通訳・要約筆記等の配置、資料の 点字化・音声化等の状況について、定期的に点検し結果を公表します。

### (5) 手話言語条例に基づく施策の展開

- 聞こえる人のろう者及び手話<u>言語</u>に対する理解を深める活動等を進め、地域、職場等における手話<u>言語</u>の普及を進めます。また、手話パフォーマンス甲子園<u>を含む手話フェス等</u>の取組を通じた手話<u>言語</u>に関する情報発信を継続するとともに、難聴者・中途失聴者も手話<u>言語</u>が学べる機会づくりの検討等を通じて、誰もが手話<u>言語</u>に触れ、学べる環境づくりを進めます。
- 小中学校・高等学校・特別支援学校において、手話の普及を進めます。 手話普及支援員派遣制度の充実を図るなどし、各学校における手話の取 組を進め、将来的には全学校で手話を学ぶ機会をつくります。
- 手話対応が可能な行政職員の増加に努めます。
- 確かな手話通訳技術を持ち、ろう者の歴史・文化を理解した手話通訳者の養成・派遣を推進するとともに、通訳技術の向上を図ります。併せて、手話通訳業務の意義・魅力を発信し人材確保につなげるとともに、手話通訳者等の健康管理、手話通訳者の指導者養成方法等の検討を進めます。
- 聴覚障がい者センターを中心として、聴覚障がい者の相談ニーズを積極的に把握し、課題解決を目指す相談事業を推進します。また、福祉施設入所・独居高齢のろう者等への見守り活動の実施、交流機会の創出についても検討します。(文言検討中)
- 鳥取聾学校・難聴学級において、教職員の手話技術の向上等を通じて ろう児が授業内容を理解しやすい環境等を整備します。また、同年代の 仲間との交流や共同学習等を通じて、ろう児の社会性や豊かな人間性を 育みます。そして、ろう児の保護者に対しては、医療機関等と連携して、 早期から聾学校が関与し、聴覚障がいに対する理解の促進や手話学習機 会を提供します。
- 遠隔手話サービス、電話リレーサービスの利用促進、定着化等を通じて、 ICTを通じたろう者の新しい手話<u>言語による</u>コミュニケーション環境の創出を目指します。
- 地域における新しい手話言語表現の創出、古い地域手話の保存・伝承

### (5) 手話言語条例に基づく施策の展開

- 聞こえる人のろう者及び手話に対する理解を深める活動等を進め、地域、職場等における手話の普及を進めます。また、手話パフォーマンス甲子園等の取組を通じた手話に関する情報発信を継続するとともに、難聴者・中途失聴者も手話が学べる機会づくりの検討等を通じて、誰もが手話に触れ、学べる環境づくりを進めます。
- 小中学校・高等学校・特別支援学校において、手話の普及を進めます。 手話普及支援員派遣制度の充実を図るなどし、各学校における手話の取 組を進め、将来的には全学校で手話を学ぶ機会をつくります。
- 手話対応が可能な行政職員の増加に努めます。
- 確かな手話通訳技術を持ち、ろう者の歴史・文化を理解した手話通訳者の養成・派遣を推進するとともに、通訳技術の向上を図ります。併せて、手話通訳業務の意義・魅力を発信し人材確保につなげるとともに、手話通訳者の健康管理、手話通訳者の指導者養成方法等の検討を進めます。
- 聴覚障がい者センターを中心として、聴覚障がい者の相談ニーズを積極的に把握し、課題解決を目指す<u>聴覚障がい者</u>相談事業を推進します。 また、福祉施設入所・独居高齢のろう者等への見守り活動の実施、交流機会の創出についても検討します。
- 鳥取聾学校・難聴学級において、教職員の手話技術の向上等を通じて ろう児が授業内容を理解しやすい環境等を整備します。また、同年代の 仲間との交流や共同学習等を通じて、ろう児の社会性や豊かな人間性を 育みます。そして、ろう児の保護者に対しては、医療機関等と連携して、 早期から聾学校が関与し、聴覚障がいに対する理解の促進や手話学習機 会を提供します。
- 遠隔手話<u>通訳</u>サービス<u>事業の</u>定着化等を通じて、ICTを通じたろう 者の新しい手話コミュニケーション環境の創出を目指します。
- 地域における新しい手話表現の創出、古い地域手話の保存・伝承を通

を通じて、鳥取県内の手話言語の文化的発展を促進します。

### 5. 生活環境

### 【現状と課題】

障がい者の自立と社会参加を促進するためには、障がい者が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化やユニバーサル化を推進することで、誰にとっても生活しやすく、活動しやすい環境にすることが必要です。このため、令和4年10月には、鳥取県福祉のまちづくり条例の一部改正が行われ、高齢者や障がい者がより利用しやすい施設等の整備基準等が拡充されたところです。

ハートフル駐車場の整備が進むなど障がい者が外出しやすい環境は整ってきていますが、まだ、外出の際の駐車場や障がい者が使いやすいトイレの整備は充分とは言えないため、引き続き整備していく必要があります。また、誰もが自由に移動でき、行きたいところに行けるよう、交通手段が限られがちな障がい者の日常生活の移動支援の確保が必要です。

#### (1) 住宅の確保

- 既存の公営住宅のバリアフリー化改修を促進し、障がい者が住みやすい公共賃貸住宅の供給を推進します。
- 鳥取県居住支援協議会によるあんしん賃貸支援事業を通じ、賃貸人、 障がい者双方に対する情報提供等の支援、必要な相談体制の整備等を行 うとともに、家賃債務保証制度の活用を促進し、障がい者の民間賃貸住 宅への円滑な入居を促進します。
- 民間賃貸住宅の改修費や家賃等の補助を行う「新たな住宅セーフティネット制度」の活用を推進し、障がい者の住宅確保の支援を行います。
- 障がい者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具給付等事業により住宅改修に対する支援を行います。
- 住まいの場であるグループホームの整備を推進するため、新規開設に必要な施設整備経費を支援します。また、重度の障がいがあっても、住み慣れた地域で共同生活ができるよう、日中・夜間を問わずサービス提供が可能なグループホームの整備と体制強化を図ります。

じて、鳥取県内の手話の文化的発展を促進します。

#### 5. 牛活環境

### 【現状と課題】

障がい者の自立と社会参加を促進するためには、障がい者が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化やユニバーサル化を推進することで、誰にとっても生活しやすく、活動しやすい環境にすることが必要です。

ハートフル駐車場の整備が進むなど障がい者が外出しやすい環境は整ってきていますが、まだ、外出の際の駐車場や障がい者が使いやすいトイレの整備は充分とは言えないため、引き続き整備していく必要があります。また、誰もが自由に移動でき、行きたいところに行けるよう、交通手段が限られがちな障がい者の日常生活の移動支援の確保が必要です。

#### (1) 住宅の確保

- 既存の公営住宅のバリアフリー化改修を促進し、障がい者が住みやすい公共賃貸住宅の供給を推進します。
- 鳥取県居住支援協議会によるあんしん賃貸支援事業を通じ、賃貸人、 障がい者双方に対する情報提供等の支援、必要な相談体制の整備等を行 うとともに、家賃債務保証制度の活用を促進し、障がい者の民間賃貸住 宅への円滑な入居を促進します。
- 民間賃貸住宅の改修費や家賃等の補助を行う「新たな住宅セーフティネット制度」の活用を推進し、障がい者の住宅確保の支援を行います。
- 障がい者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具給付等事業により住宅改修に対する支援を行います。
- 住まいの場であるグループホームの整備を推進するため、新規開設に 必要な施設整備経費を支援します。また、重度の障がいがあっても、住 み慣れた地域で共同生活ができるよう、<u>医療的ケアが</u>可能なグループホ ームの整備と体制強化を図ります。

#### (2) 公共交通機関のバリアフリー化の推進

- 障がい者が障がいのない者と等しく安全かつ円滑に移動できるよう 公共交通ターミナル、公共交通機関のバリアフリー化を働きかけます。
- 障がい者等が日常生活に必要なバスを安全かつ円滑に利用できるよう、低床型バスの導入を促進します。また、タクシー、鉄道等においてもバリアフリー化、ユニバーサル化が進むよう、交通事業者に働きかけます。
- UD(ユニバーサルデザイン)タクシーの県内での普及に伴い、UD タクシーによる障がい者のスポーツ教室への参加など、UDタクシーを 活用した地域づくりの取組を進めます。

### (3) 公共的施設等のバリアフリー化の推進

- 鳥取県福祉のまちづくり条例に基づき、事業者や県民等に対して福祉 のまちづくりに関する広報活動を積極的に行います。
- 多数の人が利用する民間の公共的な施設(ホテル、旅館、レストラン、スーパーマーケット等)に対する補助制度について、活用状況を点検し、必要な見直しを行うことにより、障がい者等が利用しやすい施設整備の促進に努めます。
- 県内外の障がい者が観光・行楽が楽しめるよう、宿泊・観光施設等に おける入浴用車いすなど設備整備に対する支援を行うとともに、従業者 向けの実践的な接遇研修、刻み食等の講習会を開催するなど必要な取組 を行います。
- 県の補助制度を含むとっとりUDプログラムの周知を図るため、パンフレットやSNS等を活用した広報を実施します。このうち、施設整備及び運営・サービスに関し、利用者、専門家の立場で助言し、反映していただくことを目的としたUDアドバイザー制度において、アドバイザーの登録者数を増加させるため、福祉関係団体等を通じて養成講習会の受講と登録を働きかけます。

## (4) 福祉のまちづくりの推進

### (2) 公共交通機関のバリアフリー化の推進

- 障がい者が障がいのない者と等しく安全かつ円滑に移動できるよう 公共交通ターミナル、公共交通機関のバリアフリー化を働きかけます。
- 障がい者等が日常生活に必要なバスを安全かつ円滑に利用できるよう、低床型バスの導入を促進します。また、タクシー、鉄道等においてもバリアフリー化、ユニバーサル化が進むよう、交通事業者に働きかけます。
- UD(ユニバーサルデザイン)タクシーの県内での普及に伴い、UD タクシーによる障がい者のスポーツ教室への参加など、UDタクシーを活用した地域づくりの取組を進めます。

### (3) 公共的施設等のバリアフリー化の推進

- 鳥取県福祉のまちづくり条例に基づき、事業者や県民等に対して福祉 のまちづくりに関する広報活動を積極的に行います。
- 多数の人が利用する民間の公共的な施設(ホテル、旅館、レストラン、スーパーマーケット等)に対する補助制度について、活用状況を点検し、必要な見直しを行うことにより、障がい者等が利用しやすい施設整備の促進に努めます。
- 県内外の障がい者が観光・行楽が楽しめるよう、宿泊・観光施設等に おける入浴用車いすなど設備整備に対する支援を行うとともに、従業者 向けの実践的な接遇研修、刻み食等の講習会を開催するなど必要な取組 を行います。
- <u>県の補助制度等の周知を進めるため、事業者に対する制度活用説明会</u> を開催します。

## (4) 福祉のまちづくりの推進

- 施設を利用する障がい者団体、施設の設置者等から意見を募り、福祉のまちづくり条例の問題点等を点検した上で、必要な見直しを行います。また、市町村に対して福祉のまちづくりの推進に向けた協議の場の設置を促します。
- 主要な生活関連経路における歩きやすい歩道の整備、視覚障がい者誘導用ブロックの設置及び管理、利用しやすいバス停の整備等により、障がい者が移動しやすい環境整備に取り組みます。
- 歩行者・自転車と車両が通行する時間を分離する歩車分離式信号、音で歩行者を誘導する視覚障がい者用付加装置付信号機等のバリアフリー対応型信号機、エスコートゾーン、見やすく分かりやすい道路標識等の整備を推進します。
- 障がい者が安全に自動車を運転できるよう、信号灯器のLED化、道 路標識の高輝度化・大型化等を推進します。
- ハートフル駐車場を公共施設に積極的に設置するほか、民間に働きかけを行うとともに、必要な支援を行い、ハートフル駐車場の設置箇所の増加や適正な利用を促すなど、制度の充実を図ります。

(上記(福祉のまちづくり条例を踏まえた必要な見直しの実施)に統合)

- バリアフリーマップについて、適宜更新を行うとともに、施設の対応 状況をホームページ等で公表します。
- 地域における障がい者等交通弱者の移動手段を確保するため、路線バスに加え、市町村有償運送や過疎地有償運送、乗合タクシーなど生活交通確保に関する様々な市町村等の取組を支援します。

# 6. 雇用·就業等

# 【現状と課題】

民間事業所における雇用は着実に増えていますが、まだ多くの障がい者が 仕事を求めています。

障がい者が地域で自立した生活を送るためには、就労が重要であり、働く 意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することが求め られます。また、一般就労を希望する人にはできる限り一般就労ができるよ

- 施設を利用する障がい者団体、施設の設置者等から意見を募り、福祉のまちづくり条例の問題点等を点検した上で、必要な見直しを行います。また、市町村に対して福祉のまちづくりの推進に向けた協議の場の設置を促します。
- 主要な生活関連経路における歩きやすい歩道の整備、視覚障がい者誘導用ブロックの設置及び管理、利用しやすいバス停の整備等により、障がい者が移動しやすい環境整備に取り組みます。
- 歩行者・自転車と車両が通行する時間を分離する歩車分離式信号、音で歩行者を誘導する視覚障がい者用付加装置付信号機等のバリアフリー対応型信号機、見やすく分かりやすい道路標識等の整備を推進します。
- 障がい者が安全に自動車を運転できるよう、信号灯器のLED化、道 路標識の高輝度化・大型化等を推進します。
- ハートフル駐車場を公共施設に積極的に設置するほか、民間に働きかけを行うとともに、必要な支援を行い、ハートフル駐車場の設置箇所の増加や適正な利用を促すなど、制度の充実を図ります。
- <u>公共的施設等のトイレの洋式化、多目的トイレ化を進めるとともに、</u> オストメイト対応トイレ、簡易ベッドの設置等を進めます。
- バリアフリーマップについて、適宜更新を行うとともに、施設の対応 状況をホームページ等で公表します。
- 地域における障がい者等交通弱者の移動手段を確保するため、路線バスに加え、市町村有償運送や過疎地有償運送、乗合タクシーなど生活交 通確保に関する様々な市町村等の取組を支援します。

# 6. 雇用·就業等

# 【現状と課題】

民間事業所における雇用は着実に増えていますが、まだ多くの障がい者が 仕事を求めています。

障がい者が地域で自立した生活を送るためには、就労が重要であり、働く 意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することが求め られます。一般就労を希望する人にはできる限り一般就労ができるように、 うに、<u>就労移行支援サービス等の利用を促進するとともに、就労を希望する</u> <u>障がい者のニーズや社会情勢が多様化する中で、障がい者が働きやすい社会</u> <u>を実現するため、本人の希望や能力に沿った、よりきめ細かい就労支援を提</u> 供することが必要です。

さらに、一般就労が困難で就労継続支援事業所等で働く人には、工賃の水準が向上するように、各事業所の工賃や就労の状況に応じた特徴を考慮し、それぞれの事業所の特徴に応じた効果的な支援を行うなど、総合的な支援を進める必要があります。

障害者優先調達推進法に基づき、国や県をはじめとする地方公共団体等に おける障がい者就労施設等からの物品等の優先的な調達も引き続き取り組 む必要があります。

### (1) 障がい者雇用の促進

- 障害者雇用促進法に基づき、障がいの有無にかかわらず均等な機会及び待遇の確保を図り、就職を希望する障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮できるよう、企業や鳥取労働局など関係機関との連携を強化します。
- 障がい者を雇用するための環境整備等に関する各種助成金制度を活用し、障がい者を雇用する企業に対する支援を行うとともに、<u>障がい者が働きやすい職場づくりのためのガイドブックや障がい者雇用の取組事例紹介動画などにより、</u>障がい者雇用に関するノウハウの提供等に努めます。
- 障がい者の大量雇用が見込める特例子会社を支援する制度<u>により</u>、障がい者の雇用促進、職域の拡大を図ります。

# (削除)

- 法定雇用率を達成していない民間企業については、<u>個別に伴走支援を行うとともに、</u>ハローワークと連携した<u>働きかけにより</u>、法定雇用率の達成に向けた取組を進めます。
- 使用者による障がい者虐待の防止など、労働者である障がい者の適切な

一般就労が困難で就労継続支援事業所等で働く人には、工賃の水準が向上するように、各事業所の工賃や就労の状況に応じた特徴を考慮し、それぞれの事業所の特徴に応じた効果的な支援を行うなど、総合的な支援を進める必要があります。

また、障がい者の働くことへの不安や企業の障がい者雇用の不安を解消することも必要ですので、新たな障害福祉サービスである「就労定着支援」の利用も広めていく必要があります。

平成 25 年 4 月に「障害者優先調達推進法」が施行されたことに伴い、国や県をはじめとする地方公共団体等には、障がい者就労施設等から物品等の優先的な調達が求められます。

#### (1) 障がい者雇用の促進

- 改正障害者雇用促進法 (平成28 年4月施行) に基づき、障がいの有無にかかわらず均等な機会及び待遇の確保を図り、就職を希望する障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮できるよう、企業や鳥取労働局など関係機関との連携を強化します。
- 障がい者を雇用するための環境整備等に関する各種助成金制度を活用し、障がい者を雇用する企業に対する支援を行うとともに、<u>好事例集</u>の作成等を通じた障がい者雇用に関するノウハウの提供等に努めます。
- 障がい者の大量雇用が見込める特例子会社を支援する制度<u>を創設し</u>、障がい者の雇用促進、職域の拡大を図ります。
- <u>障がい者の雇用活性化のために、障がい者自らの起業、障がい者を雇用しての企業の創業について、その活動を後押しすることにより、県経済の活性化・障がい者雇用の場の創出を目指します。</u>
- 法定雇用率を達成していない民間企業については、ハローワークと連携 した<u>指導を通じ</u>、法定雇用率の達成に向けた取組を進めます。
- 使用者による障がい者虐待の防止など、労働者である障がい者の適切な

権利擁護のため、個別相談等に丁寧な対応を行うとともに、企業に対し、関係法令の遵守に向けた指導、啓発等を行います。

- 企業研修会、良好な雇用環境にある企業の見学会などを<u>行うとともに</u>、 <u>障がい者が働きやすい職場づくりのためのガイドブックや障がい者雇用</u> <u>の取組事例紹介動画などにより</u>、企業に対し障がい者雇用の啓発<u>を行い</u>、 職場環境の改善を図ります。
- 聴覚障がい者の就労支援のため、手話通訳者等の派遣を行います。
- (2) 特別支援学校における企業等と連携した職業教育の推進
- <u>企業等と連携して、</u>特別支援学校に在籍する生徒が作業学習等で身に付けた知識、技能、態度等を一定の基準により評価することにより、「働く力」「働く意欲」等の一層の向上を図り、卒業後の職業的自立と社会参加を目指します。
- 特別支援学校に在籍する児童生徒の自立や社会参加を促進するため、<u>ふるさと</u>キャリア教育、進路指導の充実を図るとともに、就労・定着支援員、 進路指導主事等を中心として職場開拓、障がい者雇用を一層推進し、就職 や実習の受け入れ企業等との連携を強化します。
- 特別支援学校生徒が卒業後に職場等に定着することを目指し、各特別支援学校及び障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、障がい者職場定着推進センター及びハローワーク等の関係機関との連携を図り、フォローアップ体制を強化します。
- (3) 総合的な就労支援
- ジョブコーチの更なる養成に加え、県内に3か所ある障害者就業・生活 支援センターとの連携強化を図るとともに、労働、福祉、教育等の関係機 関との連携の下、障がい者の就業面と生活面での支援を一体的に行い、企 業に対しても助言を行うほか、職場内で障がい者に寄り添うとっとり障が い者仕事サポーターの養成や職場の相談員研修会などを通じて、職場への 定着に向けた支援を実施します。
- 障がい者の職業能力開発を推進するため、障害者職業センターや隣県の 国立の障害者職業能力開発校と連携し、県立の職業能力開発校において、

- 権利擁護のため、個別相談等に丁寧な対応を行うとともに、企業に対し、関係法令の遵守に向けた指導、啓発等を行います。
- 企業研修会、良好な雇用環境にある企業の見学会などを<u>行い</u>、企業に対し障がい者雇用を啓発<u>するとともに、精神障がい者、発達障がい者等に対する理解を深めるためのリーフレットを作成し、</u>職場環境の改善を図ります。
- 聴覚障がい者の就労支援のため、手話通訳者等の派遣を行います。
- (2) 特別支援学校における企業等と連携した職業教育の推進
- 特別支援学校に在籍する生徒が作業学習等で身に付けた知識、技能、態度等を一定の基準により評価することにより、「働く力」「働く意欲」等の一層の向上を図り、卒業後の職業的自立と社会参加を目指します。
- 特別支援学校に在籍する児童生徒の自立や社会参加を促進するため、キャリア教育、進路指導の充実を図るとともに、就労・定着支援員を中心とした職場開拓<u>を進め</u>、就職や実習の受け入れ企業等との連携を強化します。
- 特別支援学校生徒が卒業後に職場等に定着することを目指し、各特別支援学校及び障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、障がい者職場定着推進センター、ハローワーク等の関係機関との連携を図り、フォローアップ体制を強化します。

# (3) 総合的な就労支援

- ジョブコーチの更なる養成に加え、県内に3か所ある障害者就業・生活 支援センターとの連携強化を図るとともに、労働、福祉、教育等の関係機 関との連携の下、障がい者の就業面と生活面での支援を一体的に行い、企 業に対しても助言を行うほか、職場内で障がい者に寄り添うとっとり障が い者仕事サポーターの養成や職場の相談員研修会などを通じて、職場への 定着に向けた支援を実施します。
- 障がい者の職業能力開発を推進するため、障害者職業センターや隣県の 国立の障害者職業能力開発校と連携し、県立の職業能力開発校において、

障がい者の態様に応じた訓練を設定し、職業訓練を実施します。

- 障害者就業・生活支援センターの登録者、就労移行支援事業等の利用者、 特別支援学校の生徒等の職業訓練機会の充実を図るため、多様な地域の委 託訓練先を開拓し、障がい者の態様に応じた多様な委託訓練を実施しま す。
- 障がい者職場定着推進センターを設置(米子と倉吉)し、障害者職業センターと連携し、県内全域に質の高いジョブコーチ支援を提供していきます。
- 障がい者雇用にあたって、職場実習(原則2週間)や試行的雇用であるトライアル雇用(最長3か月)など、企業と障がい者相互の理解を深め常用雇用に結びつける支援策を周知することにより、事業主の障がい者雇用への不安の解消と理解の促進を図ります。
- 福祉施設から一般就労への移行を促進するため、就労移行支援事業所、 就労継続支援事業所の就労系サービスの充実を図ります。
- 就労移行支援事業所等における一般就労移行を促進するため、積極的な 企業等での実習や事業所が取組むスキルアップ研修の支援を図ります。

# (4) 障がいの特性に応じた就労支援

- 難病患者の雇用の促進のため、難病相談・支援センターを中心にハロー ワーク等関係機関と連携を図り、相談、援助、情報提供等を行います。
- 通勤や職場等における支援により重度障がい者等の雇用や自営を含む 就労が広がるよう、雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業の実施を市町村に働きかけるとともに、(独法)高齢・障害・求職者雇用 支援機構や鳥取労働局等と連携し、重度障がい者を雇用する企業への関連 助成金制度の活用促進、普及啓発・相談対応を行います。
- 障がい者の能力や特性に応じた働き方を支援するため、障がい者のニーズを踏まえつつ、短時間労働やテレワークなど、多様な働き方の実現に向けた就労環境の整備を進めます。
- 在宅での就業や I C T (情報通信技術)を活用した就業など、多様で柔軟な働き方を進めるうえで、支援機関等による相談、コーチングや技術的支援などアウトリーチ対応も含めた支援環境づくりに努めます。

障がい者の態様に応じた訓練を設定し、職業訓練を実施します。

- 障害者就業・生活支援センターの登録者、就労移行支援事業等の利用者、 特別支援学校の生徒等の職業訓練機会の充実を図るため、多様な地域の委 託訓練先を開拓し、障がい者の態様に応じた多様な委託訓練を実施しま す。
- 障がい者職場定着推進センターを設置(米子と倉吉)し、障害者職業センターと連携し、県内全域に質の高いジョブコーチ支援を提供していきます。
- 障がい者雇用にあたって、職場実習(原則2週間)や試行的雇用であるトライアル雇用(最長3か月)など、企業と障がい者相互の理解を深め常用雇用に結びつける支援策を周知することにより、事業主の障がい者雇用への不安の解消と理解の促進を図ります。
- 福祉施設から一般就労への移行を促進するため、就労移行支援事業所、 就労継続支援事業所の就労系サービスの充実を図ります。
- 就労移行支援事業所等における一般就労移行を促進するため、積極的な 企業等での実習や事業所が取組むスキルアップ研修の支援を図ります。

### (4) 障がいの特性に応じた就労支援

- 難病患者の雇用の促進のため、難病相談・支援センターを中心にハロー ワーク等関係機関と連携を図り、相談、援助、情報提供等を行います。
- 通勤や職場等における支援により重度障がい者等の雇用や自営を含む 就労が広がるよう、雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業の実施を市町村に働きかけるとともに、(独法)高齢・障害・求職者雇用 支援機構や鳥取労働局等と連携し、重度障がい者を雇用する企業への関連 助成金制度の活用促進、普及啓発・相談対応を行います。
- 障がい者の能力や特性に応じた働き方を支援するため、障がい者のニーズを踏まえつつ、短時間労働やテレワークなど、多様な働き方の実現に向けた就労環境の整備を進めます。
- 在宅での就業や I C T (情報通信技術)を活用した就業など、多様で柔軟な働き方を進めるうえで、支援機関等による相談、コーチングや技術的支援などアウトリーチ対応も含めた支援環境づくりに努めます。

- 発達障がい者を支援するためのネットワークを構築するとともに、鳥取 労働局、県等が加わった県レベルでの発達障がい者就労支援ネットワーク を構築し、発達障がい者の就労促進のための体制を整備します。
- 農業分野等における障がい者雇用を推進するため、関係機関と連携しながら、障害福祉サービス事業所及び農業法人等に、障がい者雇用のノウハウ、福祉農園の開設・整備や福祉・農業関係者を対象とした研修会の開催等に係る交付金などの関連情報等の提供を行います。
- (5) 工賃向上に向けた取組

(別途検討している「新たな工賃向上」関係の内容を盛り込む予定)

- 発達障がい者を支援するためのネットワークを構築するとともに、鳥取 労働局、県等が加わった県レベルでの発達障がい者就労支援ネットワーク を構築し、発達障がい者の就労促進のための体制を整備します。
- 農業分野等における障がい者雇用を推進するため、関係機関と連携しながら、障害福祉サービス事業所及び農業法人等に、障がい者雇用のノウハウ、福祉農園の開設・整備や福祉・農業関係者を対象とした研修会の開催等に係る交付金などの関連情報等の提供を行います。

### (5) 工賃向上に向けた取組

- 障害者優先調達推進法に基づき、毎年度、障がい者就労施設等からの物品等の調達目標を定めた調達方針を作成、公表し、物品や役務の調達にあたっては、障がい者就労施設等から優先的に調達するとともに、当該年度の終了後は物品等の調達実績を公表します。また、県以外の官公庁や民間企業等に対しても障がい者就労支援施設等からの物品等の調達について働きかけを行います。
- 工賃水準の向上に積極的に取り組む就労継続支援事業所に対して、新商 品開発等の支援や専門家派遣、ビジネス力向上のための研修などの支援を 行います。
- 企業・官公庁からの大量発注を複数の事業所で連携して受注するための 共同受注体制を充実し、更なる障がい者の工賃向上につなげます。
- 障がい者就労施設等の具体的な活用事例をホームページ等で紹介する とともに、企業、官公庁への働きかけを行い、優先調達の推進に努めます。
- 農福連携推進コーディネーターを配置し、農家と障害福祉サービス事業所とのマッチングを進めるとともに、農業を自主事業とする障害福祉サービス事業所の育成を進めます。また、農業のみならず、障害福祉サービス事業所と水産業との連携を深める等、様々な形態の産業との連携を通じて工賃向上につなげるとともに、地域と障がい者が就労を通じて関わりをもつことを進めることにより、障がいの理解促進に繋げます。
- 工賃向上の取組にあたっては、各事業所の特性を類型化し、目標工賃等 を設定した工賃3倍計画に基づき、それぞれの事業所の特性に応じたきめ 細かな支援を行います。

#### (6) 年金・手当等

- 障がい者が地域で質の高い自立した生活を営むことができるよう、雇用・就業の促進に関する施策との適切な組合せの下、障害基礎年金や特別障害者手当等の充実について、必要に応じて国に要望していきます。また、受給資格を有する障がい者が確実に障害年金等を受け取ることができるよう、制度の周知に取り組みます。
- 知的障がい及び精神障がいのある人における障害基礎年金などの個人 財産については、成年後見制度の利用により、適切に管理されるよう支援 します。

### 7. 教育. スポーツ

### 【現状と課題】

学校卒業後においても、障がいの有無にかかわらず共に学ぶ場が広がるよう、地域等で開催される各種研修、講演、講義やイベント開催において、主催者へのUD(ユニバーサルデザイン)タクシーの活用支援や手話通訳者や要約筆記者の派遣を通じた情報保障、意思疎通支援に取り組むほか、図書館利用に障がいがある方を対象として、大活字本や録音図書の提供、希望の図書を代わりに読む対面音訳、図書の郵送貸出などの「はーとふるサービス」を提供してきました。今後も、障がい者の生涯を通じた多様な学習活動の充実を進めていくことが必要です。

スポーツ分野では、障がい者が身近なところで気軽にスポーツに参加できる場所や指導する人材が必ずしも十分ではありませんでしたが、令和2年7月のユニバーサルスポーツセンター「ノバリア」(布勢総合運動公園内)のオープンなどに伴い、活動場所の確保や指導者確保に向けた取組を進めているところです。

(文化・芸術関係は次項目へ移行)

### (6) 年金・手当等

- 障がい者が地域で質の高い自立した生活を営むことができるよう、雇用・就業の促進に関する施策との適切な組合せの下、障害基礎年金や特別障害者手当等の充実について、必要に応じて国に要望していきます。また、受給資格を有する障がい者が確実に障害年金等を受け取ることができるよう、制度の周知に取り組みます。
- 知的障がい及び精神障がいのある人における障害基礎年金などの個人 財産については、成年後見制度の利用により、適切に管理されるよう支援 します。

# 7. 教育、文化・芸術活動、スポーツ

### 【現状と課題】

学校卒業後においても、障がいの有無にかかわらず共に学ぶ場が広がるよう、地域等で開催される各種研修、講演、講義やイベント開催において、主催者へのUD(ユニバーサルデザイン)タクシーの活用支援や手話通訳者や要約筆記者の派遣を通じた情報保障、意思疎通支援に取り組むほか、図書館利用に障がいがある方を対象として、大活字本や録音図書の提供、希望の図書を代わりに読む対面音訳、図書の郵送貸出などの「はーとふるサービス」を提供してきました。今後も、障がい者の生涯を通じた多様な学習活動の充実を進めていくことが必要です。

障がい者が身近なところで気軽に文化・芸術活動やスポーツに参加できる場所や指導する人材が必ずしも十分ではありませんでしたが、<u>最近では平成</u>30年12月の障がい者文化芸術活動拠点「あいサポート・アートセンター」の<u>設立や</u>令和2年7月のユニバーサルスポーツセンター「ノバリア」(布勢総合運動公園内)のオープンなど、活動場所の確保や指導者確保に向けた<u>新た</u>な動きもみられるところです。

また、令和3年度に開催される東京オリンピック・パラリンピックに向けて、 文化・芸術分野では「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障が い者の文化芸術活動推進知事連盟」を平成28年3月に設立し、「2020年東京 オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者アートフェスタ2016」(平成 また、全国ろうあ者体育大会(令和元年)、東京パラリンピックの開催を通じた障がい者スポーツ機運の醸成<u>を図ってきました。</u>今後とも、障がいの有無にかかわらず、共に学び、楽しめる場づくりと障がい者が個性を発揮、表現でき、地域でいきいきと暮らすための環境づくりを進めることが必要です。

## (1) 教育

- 障害者の権利に関する条約に基づき、共生社会の実現に向けてインクルーシブ教育システムの構築を目指し、特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人の教育的ニーズに応じた「多様な学びの場」の整備や、合理的配慮の提供、教職員の指導力向上により、障がいのある子どもとない子どもが共に学ぶ仕組みを構築します。
- 発達障がいを含めた障がいのある全ての児童生徒等に対して適切な教育を行うとともに、早期から一貫した<u>切れ目ない指導及び関係機関と連携した</u>支援を行う仕組みを整備します。
- 〇 特別支援学校、特別支援学級及び通常の学級に在籍する「特別な支援を必要とする」児童生徒等一人一人の可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、必要な支援を行う環境を整え、全ての教職員における特別支援教育に関する指導の充実を図ります。
- 各地域において教育資源の組合せ(スクールクラスター)による、特別 支援体制の構築を促進します。
- 障がいや障がい者に対する県民一人ひとりの理解を深めるため、学校、 地域、企業など多様な対象に向けて障がい者等への配慮や理解を深める講 座を開催するなど、多様な機会を捉えてあいサポート運動を推進します。
- 各種研修、講演、講義やイベント開催おいては、情報保障、意思疎通支援など合理的配慮により、障がいの有無にかかわらず共に学ぶ場を拡大します。
- 県立図書館において、図書館利用に障がいがある方を対象とした「は一

28 年度)、「日本博を契機とした障がい者の文化芸術フェスティバル in 中国・四国ブロック」(令和 2 年度)などの開催を通じて障がい者の文化芸術活動の推進に取組みました。

また<u>スポーツ分野では日本パラ陸上(平成28年)</u>、全国ろうあ者体育大会(令和元年)の開催を通じた障がい者スポーツ機運の醸成<u>、鳥取市と共同での共生社会ホストタウン登録などの取組を進めてきました。</u>今後とも、障がいの有無にかかわらず、共に学び、楽しめる場づくりと障がい者が個性を発揮、表現でき、地域でいきいきと暮らすための環境づくりを進めることが必要です。

### (1) 教育

- 障害者の権利に関する条約に基づき、共生社会の実現に向けてインクルーシブ教育システムの構築を目指し、<u>その構築のための特別支援教育をさらに推進します</u>。
- 発達障がいを含めた障がいのある全ての児童生徒等に対して適切な教育を行うとともに、早期から一貫した支援を行う仕組みを整備します。
- 特別支援学校、特別支援学級及び通常の学級に在籍する「特別な支援を必要とする」児童生徒等一人一人の可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、必要な支援を行う環境を整え、指導の充実を図ります。
- 各地域において教育資源の組合せ(スクールクラスター)による、特別 支援体制の構築を促進します。
- 障がいや障がい者に対する県民一人ひとりの理解を深めるため、学校、 地域、企業など多様な対象に向けて障がい者等への配慮や理解を深める講 座を開催するなど、多様な機会を捉えてあいサポート運動を推進します。
- 各種研修、講演、講義やイベント開催おいては、情報保障、意思疎通支援など合理的配慮により、障がいの有無にかかわらず共に学ぶ場を拡大します。
- 県立図書館において、図書館利用に障がいがある方を対象とした「はー

とふるサービス」を充実するほか、視覚障がい等により、読書に困難を抱える方が身近に読書を楽しめるよう、ライトハウス点字図書館や市町村立図書館等と連携し読書バリアフリーに向けた環境整備を図ります。

(2) 文化・芸術活動の推進

(文化・芸術関係は次項目へ移行)

とふるサービス」を充実するほか、視覚障がい等により、読書に困難を抱える方が身近に読書を楽しめるよう、ライトハウス点字図書館や市町村立図書館等と連携し読書バリアフリーに向けた環境整備を図ります。

# (2) 文化・芸術活動の推進

- 障がい者の文化・芸術活動に対する支援を行うとともに、「あいサポート・アートとっとり展」・「あいサポート・アートとっとり祭り」の開催や障がい者アートの常設展示拠点の支援などを通じて文化・芸術に関する発表の場、作品の観賞の場の充実を図り、障がいの有無にかかわらず共に楽しみ、県民の障がいの理解を進めるための環境づくりを進めます。
- 東京オリンピック・パラリンピックを契機として全国の都道府県と連携 してスタートした障がい者の文化・芸術活動の振興の取組をレガシーとし て、引き続き推進します。
- 障がい者が文化・芸術活動に自ら取り組む環境整備として、参加体験(ワークショップなど)の機会を創出・支援するとともに、文化芸術活動についての相談体制を整備し、障がい者の文化・芸術活動を担う個人・団体や文化芸術に関する関係者と緊密な連携を図ります。また、支援者向けセミナーの実施などにより、障がいのある人による文化芸術活動の推進に寄与する人材の育成に努めます。
- 余暇活動の中で、自らの楽しみや社会への参加行為として、障がい者アートの 場を活用することを促進します。
- 障がい者アートを積極的に展示する「鳥取県は一とふるアートギャラリー」の認定を促進し、県民が気軽に障がい者アートを楽しむ機会を創出します。
- 県内で開催される文化・芸術の公演等において、手話通訳や要約筆記の 設置等に取り組みます。
- ロービジョンを含む視覚障がい者及び聴覚障がい者などが映画を楽し むことができるよう、バリアフリー映画の普及に向けた取組を推進しま す。
- 読書バリアフリー法の趣旨に基づいて、点字図書館や県立図書館等において、アクセシブルな書籍等を貸し出すとともに、聴覚障がい者センター

### (2) スポーツ等の推進

- パリパラリンピックや 2025 東京デフリンピック等を見据え、</u>県内の障がい者アスリートのうち有望な選手や団体を強化指定し、トレーニング、合宿、大会への参加等に必要な支援を行います。
- 障がい者スポーツにおける全国レベルの指導者を招へいし、県内の障が い者アスリートを指導する合宿を開催するなど、指導面での充実を図りま す。
- 障がい者スポーツにおいて、メンタル、栄養、ドーピングをはじめとす る医科学サポートの充実に取り組みます。
- 障がい者が楽しみながらスポーツを継続できる環境の整備や、障がい者 スポーツを推進する指導人材の育成、県内各地での活躍の場の確保に取り 組みます。
- 障がい者の各種スポーツ大会等の開催を通じて、障がい者のスポーツの 普及を図るとともに、民間団体等が行うスポーツ等に関する取組を支援し ます。また、障がい者スポーツ大会等に協力するボランティア等の参加拡 大、障がい者と健常者が参加するスポーツ大会の開催など、障がい者と健 常者の交流の場を設けていきます。
- 全国障がい者スポーツ大会等への参加支援等、スポーツ等における障が い者の国内外の交流を支援します。
- 年少期から高齢期を通じて、身近な地域で障がい者が、障がいの特性や 程度に応じて、スポーツに触れる機会を増やすため、市町村との連携を強

における字幕入りDVDの貸出により、ロービジョンを含む視覚障がい者 等、聴覚障がい者が日常的に文化・芸術に親しめる環境づくりを進めます。

○ 重症心身障がい児者等の重度の障がい者が積極的に文化・芸術活動や余 暇活動等に参加できる支援のあり方について検討します。

### (3) スポーツ等の推進

○ <u>令和3年に開催される東京パラリンピック等を見据え</u>、県内の障がい者 アスリートのうち有望な選手や団体を強化指定し、トレーニング、合宿、 大会への参加等に必要な支援を行います。

(新設)

- 障がい者スポーツにおける全国レベルの指導者を招へいし、県内の障が い者アスリートを指導する合宿を開催するなど、指導面での充実を図りま す。
- 障がい者スポーツにおいて、メンタル、栄養、ドーピングをはじめとす る医科学サポートの充実に取り組みます。
- 障がい者が楽しみながらスポーツを継続できる環境の整備や、障がい者 スポーツを推進する指導人材の育成、県内各地での活躍の場の確保に取り 組みます。
- 障がい者の各種スポーツ大会等の開催を通じて、障がい者のスポーツの 普及を図るとともに、民間団体等が行うスポーツ等に関する取組を支援し ます。また、障がい者スポーツ大会等に協力するボランティア等の参加拡 大、障がい者と健常者が参加するスポーツ大会の開催など、障がい者と健 常者の交流の場を設けていきます。
- 全国障がい者スポーツ大会等への参加支援等、スポーツ等における障が い者の国内外の交流を支援します。
- 年少期から高齢期を通じて、身近な地域で障がい者が、障がいの特性や 程度に応じて、スポーツに触れる機会を増やすため、市町村との連携を強

化します。

- 障がい者スポーツに係る大規模大会や合宿誘致に向け、競技団体や市町 村と協力し、誘致活動の取組を推進します。
- 8. 文化·芸術

(別途検討している「障がい者アート」関係の内容を盛り込む予定

### 9. 差別の解消及び権利擁護の推進

### 【現状と課題】

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成 25 年に障害者差別解消法が制定(平成 28 年4月施行)されました。これにより、国において、施策の基本的な方向や対応要領・対応指針の基本となる「基本方針」を策定し、県は当該指針に即して職員対応要領などを作成し、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組むこととなりました。令和3年5月には同法が改正(令和6年4月施行)され、事業者による「合理的配慮の提供」が義務化されたことから、より一層、合理的配慮の提供等の内容について周知を進めていく必要があります。

また、障がい者虐待防止に関して、平成24年10月に障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律が施行され、障がい者の虐待防止と障がい者の養護者に対する様々な支援に向けた取組が求められています。障害福祉サービス事業所の職員<u>や行政職員</u>への研修会等を実施するなど、障がい者虐待の防止等、障がい者の権利擁護に対する意識啓発が必要です。さらに、養護者の一時休息(レスパイト)などの支援も充実していく必要があります。

### (1) 障がいを理由とする差別解消の推進

○ 障がい者差別解消支援地域協議会等において、県内で発生した差別事象 や解消事例等について共有し、差別解消に向けた必要な取り組みを検討し ます。 化します。

○ 障がい者スポーツに係る大規模大会や合宿誘致に向け、競技団体や市町 村と協力し、誘致活動の取組を推進します。

### (「7. 教育、スポーツ」から移行し、別項目で設定。)

### 8. 差別の解消及び権利擁護の推進

### 【現状と課題】

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成 25 年に障害者差別解消法が制定(平成 28 年4月施行)されました。これにより、国において、施策の基本的な方向や対応要領・対応指針の基本となる「基本方針」を策定し、県は当該指針に即して職員対応要領などを作成し、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組むこととなりました。

また、障がい者虐待防止に関して、平成24年10月に障害者虐待の防止、 障害者の養護者に対する支援等に関する法律が施行され、障がい者の虐待防 止と障がい者の養護者に対する様々な支援に向けた取組が求められていま す。障害福祉サービス事業所の職員への研修会等を実施するなど、障がい者 虐待の防止等、障がい者の権利擁護に対する意識啓発が必要です。さらに、 養護者の一時休息(レスパイト)などの支援も充実していく必要があります。

# (1) 障がいを理由とする差別解消の推進

○ 障がい者差別解消支援地域協議会等において、県内で発生した差別事象 や解消事例等について共有し、差別解消に向けた必要な取り組みを検討し ます。

- 障がい者差別解消相談支援センターの設置により、障がいを理由とする 差別に関する相談に応じ、専門的知見を活用した相談者への助言を行うと ともに、関係機関の紹介など、必要な支援を行います。
- 令和6年4月からの改正障害者差別解消法施行により、民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されることから、法の趣旨・目的や法で定める「合理的配慮の提供」について理解を進めるため、効果的な広報・啓発活動、説明会の開催等についてより一層取り組んでいきます。また、基本方針等に基づき、障がいを理由とする差別の解消に向け、社会的障壁の除去・合理的配慮の提供に関する事業者が行う取組を支援するなど具体的な取組を実施します。
- 雇用分野における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置(合理的配慮の提供義務)が規定された障害者雇用促進法に基づき、障がい者と障がい者でない者との均等な雇用機会及び待遇の確保並びに就職を希望する障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮できるよう支援します。

### (2) 障がい者虐待防止の促進

- 虐待通報等に適切に対応できるよう、市町村虐待防止センター、県権利 擁護センター等の職員研修を実施し、さらにその内容を充実させます。<u>ま</u>た、市町村虐待防止センター等に対して専門的助言・支援を行う支援チーム(弁護士、司法書士及び社会福祉士等で組織する団体)を東・中・西各 圏域に設置し、支援体制を整備します。
- 障害者虐待防止法に基づき、障がい者虐待の未然防止、早期発見・早期 解決を図るための取組を推進します。また、障害者虐待防止法施行からこれまでの県内の障がい者虐待に関する検証を行い、必要な措置を検討します。
- 障害福祉サービス事業所の<u>管理者及び従事者、医療機関・学校・保育所</u> <u>等関係者</u>への虐待防止・権利擁護に関する研修会を開催するとともに、実 地指導において体制の整備状況及び支援現場の確認を徹底します。また、 市町村担当者及び相談支援事業所の職員への虐待防止・権利擁護に関する

- 障がい者差別解消相談支援センターの設置により、障がいを理由とする 差別に関する相談に応じ、専門的知見を活用した相談者への助言を行うと ともに、関係機関の紹介など、必要な支援を行います。
- <u>障害者差別解消法の趣旨・目的等に関する効果的な広報・啓発活動、説明会の開催等に取り組みます</u>。また、基本方針等に基づき、障がいを理由とする差別の解消に向け、社会的障壁の除去・合理的配慮の提供に関する事業者が行う取組を支援するなど具体的な取組を実施します。
- 雇用分野における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置(合理的配慮の提供義務)が新たに規定された改正障害者雇用促進法 (平成28年4月施行)に基づき、障がい者と障がい者でない者との均等な雇用機会及び待遇の確保並びに就職を希望する障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮できるよう支援します。

## (2) 障がい者虐待防止の促進

- 虐待通報等に適切に対応できるよう、市町村虐待防止センター、県権利 擁護センター等の職員研修を実施し、さらにその内容を充実させます。
- 障害者虐待防止法に基づき、障がい者虐待の未然防止、早期発見・早期 解決を図るための取組を推進します。また、障害者虐待防止法施行からこれまでの県内の障がい者虐待に関する検証を行い、必要な措置を検討します。
- 障害福祉サービス事業所の<u>職員</u>への虐待防止・権利擁護に関する研修会 や出前講座を開催するとともに、実地指導において体制の整備状況及び支 援現場の確認を徹底します。また、市町村担当者及び相談支援事業所の職 員への虐待防止・権利擁護に関する研修会を開催し、虐待の予防、早期発

研修会を開催し、虐待の予防、早期発見等についての理解を深めます。

- 強度行動障がい児者に対する身体拘束などの虐待を未然に防止するため、事業所職員に対して強度行動障がい者の支援に特化した研修会を実施し、強度行動障がいに対応できる事業所職員の養成のほか、支援の質を高めます。
- 強度行動障がい者を受け入れる事業所を支援することにより、強度行動 障がい者の受入事業所等を増やし、養護者の休息(レスパイト)にもつな げます。
- 「不適切な身体拘束を防止するための手引き」等により、障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、同法の適切な運用を通じ、障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に取り組みます。
- 障がい者への性的虐待について、鳥取県性暴力被害者支援協議会と連携 を図りながら迅速な被害者救済につなげていくなど、必要な対応や啓発に 取り組みます。

#### (3) 権利擁護の推進

- 障がい者に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、必要な支援を<u>検</u> <u>討するため、県地域自立支援協議会の権利擁護部会において、課題解決等</u> <u>に向けた横断的な議論を行っていきます。</u>
- 障がい者本人が自ら意思決定するという原則を最大限尊重し、支援者等が本人の「意思」あるいは「思い」や「気持ち」の表明を支援するなど障がい特性に応じた適切な意思決定支援ができるよう配慮します。また、制度周知や適切な運用の確保の取り組みを今後も継続する必要があることから、東部・中部・西部にある各成年後見支援センターと市町村を中心とした圏域の連携を深めるとともに、更なる情報共有や、協議の場の設置を通じて各センター及び市町村等への支援を行っていきます。
- (4) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等
- 各行政機関等における事務·事業の実施に当たっては、障害者差別解消

見等についての理解を深めます。

- 強度行動障がい児者に対する身体拘束などの虐待を未然に防止するため、事業所職員に対して強度行動障がい者の支援に特化した研修会を実施し、強度行動障がいに対応できる事業所職員の養成のほか、支援の質を高めます。
- 強度行動障がい者を受け入れる事業所を支援することにより、強度行動 障がい者の受入事業所等を増やし、養護者の休息(レスパイト)にもつな げます。
- 「不適切な身体拘束を防止するための手引き」等により、障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、同法の適切な運用を通じ、障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に取り組みます。 (新設)

#### (3) 権利擁護の推進

- 障がい者本人が自ら意思決定するという原則を最大限尊重し、支援者等が本人の「意思」あるいは「思い」や「気持ち」の表明を支援するなど障がい特性に応じた適切な意思決定支援ができるよう配慮<u>するとともに、成年後見制度の周知及び適切な利用の促進に向けた取組を進めま</u>す。
- 障がい者に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、必要な支援を<u>行います</u>。

- (4) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等
- 各行政機関等における事務·事業の実施に当たっては、障害者差別解消

法に基づき、障がいの状態などに考慮したサービスの提供を行います。

○ 行政職員、教職員、警察職員、保健・医療関係者、福祉関係者、消防職員等に対する障がい者に関する理解を促進するため必要な研修を実施し、窓口等における障がい者への配慮を徹底します。

### 10. あいサポート運動の推進等

#### 【現状と課題】

障がいや障がい者に対する県民一人ひとりの理解を深めていくとともに、障がいの有無にかかわらず、地域で共に暮らしていける社会をつくることが必要です。

平成 21 年に鳥取県で始まったあいサポート運動は、令和5年現在で国内8 県16市6町や韓国江原道と連携し、あいサポーターは全国で 64 万人を突破するなど、全国等へ展開していますが、これを更に拡大していきます。

### (1) あいサポート運動の推進

- <u>令和6年度に迎えるあいサポート運動 15 周年を契機に、あいサポータ</u> <u>一研修資材の刷新等にも取り組み、県民に対するあいサポート運動の周</u> 知:広報をより一層進め、県内のあいサポーターの更なる増加に努めます。
- 次代の担い手である児童・生徒が、障がいの正しい理解を深め、お互いが助け合う「あいサポート」の心を持って行動することができるよう、学ぶ機会の提供に努めます。
- あいサポート運動を全国に広げるため、他の地方自治体への働きかけを 強めるとともに、企業と連携するなど必要な取組を推進します。
- あいサポート運動をより実践的なものとし、公共交通機関、宿泊・観光・ 商業施設等の従業者が実践的な接遇研修を受けられるよう必要な検討を 進めます。

法に基づき、障がいの状態などに考慮したサービスの提供を行います。

○ 行政職員、教職員、警察職員、保健・医療関係者、福祉関係者、消防職員等に対する障がい者に関する理解を促進するため必要な研修を実施し、窓口等における障がい者への配慮を徹底します。

#### 9. あいサポート運動の推進等

#### 【現状と課題】

障がいや障がい者に対する県民一人ひとりの理解を深めていくとともに、障がいの有無にかかわらず、地域で共に暮らしていける社会をつくることが必要です。

平成21年に鳥取県で始まったあいサポート運動は、現在、他の自治体(島根県、広島県、長野県、奈良県、埼玉県富士見市・三芳町、山口県、埼玉県秩父市・横瀬町・皆野町・長瀞町・小鹿野町、岡山県、和歌山県、北海道登別市、大阪市、京都府長岡京市、福知山市、埼玉県狭山市、北海道苫小牧市、大阪府和泉市、埼玉県川口市、和光市、神奈川県大和市、兵庫県西宮市、埼玉県吉川市・松伏町)や韓国江原道と連携するなど、全国等へ展開していますが、これを更に拡大していきます。

### (1) あいサポート運動の推進

- <u>鳥取県民に対してあいサポート運動の周知・広報を更に進め、県内のあ</u>いサポーターの更なる増加に努めます。
- 次代の担い手である児童・生徒が、障がいの正しい理解を深め、お互いが助け合う「あいサポート」の心を持って行動することができるよう、学ぶ機会の提供に努めます。
- あいサポート運動を全国に広げるため、他の地方自治体への働きかけを 強めるとともに、企業と連携するなど必要な取組を推進します。
- あいサポート運動をより実践的なものとし、公共交通機関、宿泊・観光・ 商業施設等の従業者が実践的な接遇研修を受けられるよう必要な検討を 進めます。

#### (2) 障がい及び障がい者理解の促進

- 外見では配慮や支援の必要性が分からない障がい者等のため、配慮や支援が必要であることを周囲に知らせる「ヘルプマーク」について、<u>各種研修会やイベント開催時等、機会を捉えて幅広くチラシを配布するなど、</u>県内での普及を図ります。
- あいサポート条例に基づき、県民や事業者による障がい者に対する理解 を根付かせていくため、障がいのある当事者による障がいの特性等の理解 を目的とした学習会の実施など、県民の障がい者に対する理解をさらに深 める取組を積極的に進めます。
- 県民に対して、障がい者が利用する視覚障がい者誘導用ブロックや<u>車椅</u> <u>子使用者用トイレ</u>、ハートフル駐車場等についての周知を図り、その円滑 な利活用に必要な配慮等についての理解を促進します。

また、施設整備及び運営・サービスに関し、利用者、専門家の立場で助言し、反映していただくことを目的としたUDアドバイザー制度において、障がい者分野のアドバイザーの登録者数を増加させるとともに、制度自体の利用を促進します。

- 障がいのある幼児、児童、生徒と障がいのない幼児、児童、生徒との相 互理解を深めるための活動を促進するとともに、特別支援学校と小中学校 等との交流を進め、障がいに対する理解と認識を深めます。
- 身体障がい、知的障がい、精神障がい、てんかん、高次脳機能障がい、 発達障がい等の障がいの特性や必要な配慮等に関し、住民に対する正しい 知識の普及・啓発を推進します。

また、地域社会における障がい者への理解を促進するため、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、教育機関等と地域住民との日常的な交流を促進します。

- 障がい者との出会い、ふれあい等をテーマとした「心の輪を広げる体験 作文」及び「障害者週間のポスター」の募集等を通じ、障がいや障がい者に 対する理解を促進します。
- <u>障がいのない</u>児童生徒等に、<u>障がいのある児者生徒等</u>や家族、支援者等 との交流やふれあいを通して、共に生きていこうとする態度を育てます。

#### (2) 障がい及び障がい者理解の促進

- 外見では配慮や支援の必要性が分からない障がい者等のため、配慮や支援が必要であることを周囲に知らせる「ヘルプマーク」について、県内での普及を図ります。
- あいサポート条例に基づき、県民や事業者による障がい者に対する理解 を根付かせていくため、障がいのある当事者による障がいの特性等の理解 を目的とした学習会の実施など、県民の障がい者に対する理解をさらに深 める取組を積極的に進めます。
- 県民に対して、障がい者が利用する視覚障がい者誘導用ブロックや<u>身体</u> <u>障害者補助犬</u>、ハートフル駐車場等についての周知を図り、その円滑な利 活用に必要な配慮等についての理解を促進します。

- 障がいのある幼児、児童、生徒と障がいのない幼児、児童、生徒との相 互理解を深めるための活動を促進するとともに、特別支援学校と小中学校 等との交流を進め、障がいに対する理解と認識を深めます。
- 身体障がい、知的障がい、精神障がい、てんかん、高次脳機能障がい、 発達障がい等の障がいの特性や必要な配慮等に関し、住民に対する正しい 知識の普及・啓発を推進します。

また、地域社会における障がい者への理解を促進するため、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、教育機関等と地域住民との日常的な交流を促進します。

- 障がい者との出会い、ふれあい等をテーマとした「心の輪を広げる体験 作文」及び「障害者週間のポスター」の募集等を通じ、障がいや障がい者に 対する理解を促進します。
- 児童生徒等に、<u>障がい児者</u>や家族、支援者等との交流やふれあいを通して、共に生きていこうとする態度を育てます。

- (3) ボランティア活動等の推進
- 地域の人々が積極的に社会貢献活動に参加することができる気運づくりででである。 りや環境づくりを進めます。
- (3) ボランティア活動等の推進
- 地域の人々が積極的に社会貢献活動に参加することができる気運づくりを選めます。